

平成25年（行ウ）第5号

島根原子力発電所3号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件

原告 井口隆史 外427名

被告 国

平成25年（ワ）第84号

島根原子力発電所3号機運転差止請求事件

原告 井口隆史 外427名

被告 中国電力株式会社

準備書面（3）

－ 被害論 －

2014年10月16日

松江地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 妻 波 俊一郎

同 安 田 壽 朗

同 岡 崎 由美子

同 水 野 彰 子

同 光 谷 香朱子

同 原 市

同 大 國 暢 子

ほか

目次

第1	被害論総論	6
1	はじめに	6
(1)	本件訴訟を提起した理由	6
(2)	現行制度や原発を巡る法的な諸問題について	6
(3)	この国の被害者に対する取り扱い	7
(4)	原発被災者の避難と周辺理解について	7
(5)	想定できる島根原発事故被害範囲に生きる私たちにも起こる であろうこと	8
2	被害論（損害回復）を論じる基本である、被災地の汚染状況の 不十分な把握について	9
3	福島の現実—飯舘村を事例に—	10
4	取り返しのつかない被害	13
5	被害を総合的に見ることの重要性	18
第2	被害論各論	19
1	はじめに	19
2	土地の放射能汚染と第一次産業（農林業）	20
(1)	土地の放射能汚染	20
ア	土地の汚染の意味	20
イ	福島第一原発事故による放射能汚染の実態	20
ウ	放射性物質の拡散による土地の被害	21
(2)	第一次産業（農林業）への影響	22
ア	農・畜産物への影響	22
イ	林産物への影響	23
ウ	地域別対応と風評被害について	23
エ	各種の事例（被災地農業の2014年3月現在の状況と原発 被害の深刻さ）	24
オ	調査結果から見える被災農業経営体が営農を再開できない 理由	26
カ	有機農業生産者の場合	26
キ	森林・林業への影響	27
(ア)	森林の汚染状況（空間線量）	27

(イ) 森林（木材）の汚染状況	29
(ウ) 森林の除染について	29
(エ) 深刻な山林と山菜の除染	29
(オ) 原子力災害の林産物への影響	30
(カ) 原子力災害への対策	31
(キ) 放射能汚染と森林，林業，木材関連産業への影響	31
(3) 島根原発の場合	34
ア 島根原発と周辺の農業・有機農業への影響	34
イ 島根原発の特徴ある酪農／山地酪農／山地畜産への影響	35
ウ 島根原発の林業への影響	35
エ まとめ	36
3 水の汚染と第一次産業（漁業）	37
(1) 水の汚染（汚染水）	37
ア 汚染水の発生原因	37
(ア) 冷却水	37
(イ) 流入する地下水	39
イ 福島第一原発事故による汚染水問題と対策	39
(ア) 汚染水浄化装置	39
(イ) 海側遮水壁	39
(ウ) 陸側遮水壁	39
ウ 汚染水による環境破壊等の被害状況	39
(ア) 事故直後の汚染水の流出による環境破壊	39
(イ) 汚染水の増加による放射性廃棄物の増加	40
(ウ) 放射性廃棄物の管理ミスによる汚染	40
エ 島根原発3号機について	40
(ア) 福島第一原発事故後の工事	40
(イ) 上記対応では，防止できない被害があること	40
(ウ) 日本海へ汚染水が流出した場合の被害が著しいこと	41
(2) 第一次産業（水産・漁業）への影響	41
ア 三陸海岸が世界三大漁場でなくなる日	41
イ 破壊される漁場から消えゆく漁業	41
ウ 失われてしまった水産都市	42
エ 海底の窪地に濃縮するセシウム 137	43
オ 低濃度汚染水の海洋投棄と漁民のジレンマ	43

カ	原発が環境に与える海洋汚染のもう一つの側面にある温排水問題	44
	(ア) 温排水がなくなって3年経った海に変化が	45
	(イ) 全滅したヒジキが海の岩場に戻ってきた	46
	(ウ) 美味しい魚が海藻と共に戻ってきた	48
	(エ) 温排水は複合的な汚染物質を含む「廃水」だった	49
キ	周囲より7℃も高い温排水	50
ク	漁業を破壊した島根原発1・2号機の稼働	51
ケ	島根原発	51
コ	島根原発で福島第一原発事故のような事故が起きたら	52
	(ア) 海へ影響をもたらす4つのプロセス	52
	(イ) 海洋への影響	54
	(ウ) 川・湖への影響	55
	(エ) 事故が発生すれば手がつけられない	56
サ	30 km圏内に位置する「特定第3種漁港」の境港	57
	(ア) 日本海側の水産拠点	58
	(イ) 境港の両輪、水揚げと加工	59
	(ウ) 豊富な水産資源の宝庫・・・日本海	59
	(エ) 偏西風が放射能を運んでくる	60
	(オ) 安全の方策はただ一つ、廃炉のみ	60
4	原発事故の第二次産業への影響	61
5	原発事故の第三次産業への影響	61
6	原発事故の人的被害	62
	(1) 健康被害	62
	ア 被曝と小児甲状腺がん	62
	イ 福島の現状	63
	ウ 島根原発3号機の場合	63
	(2) 関連死	63
	ア 放射能による身体障害	63
	イ 精神的被害	63
	ウ 原告らが被るおそれのある被害	66
7	除染問題	67
	(1) 福島の状況	67
	(2) 除染対象地域	67

(3) 除染方法	68
(4) 進捗状況	68
(5) 費用	69
(6) 福島の現状のまとめ	69
(7) 島根原発3号機の場合	70
8 避難の長期化	70
(1) 帰宅困難	70
ア 避難指示区域の再編	70
イ 避難の現状	71
(2) 汚染地域の国有化	72
ア 国の方針	72
イ 問題点	72
(3) 島根原発3号機で事故が起きたら	73
第3 被害論の法的位置づけ	73
1 本件行政訴訟について	73
2 本件民事訴訟について	74
3 まとめ	75

第1 被害論総論

1 はじめに

(1) 本件訴訟を提起した理由

私たちは、島根原発3号機の稼働阻止を目的とする訴訟を始めた。

その根拠は、持続可能な地球社会を作りたいということと、再び事故が起こる可能性があることである。

また、それと共に、万一、事故があっても、被害者が人として扱われ、考えられる最大限の措置がとられるということであればまだしも、福島第一原子力発電所事故（以下、「福島第一原発事故」という。）後の東京電力、政府、関係政治家、関係官僚、関係学者達（いわゆる「原発一家」）は、あまりにも無自覚、無責任であり、被害者を冒瀆するようなことが多いことを目の当たりにしたからである。かつての多くの公害問題の被害者がそうであったよう、棄民のような扱いであるように見える。

(2) 現行制度や原発を巡る法的な諸問題について

国の原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）の「中間指針」（2011年8月5日公表）がある。これは、事故被害の内、賠償対象となる最低限の範囲を示したものであるという。

しかし、除本理史氏は、「その内容は、最低限の指針とはいえ、避難者の声から聞かれる被害実態とあまりに隔たっていた。特に実感されたのは、『ふるさとの喪失』というべき重大な被害が等閑視されていることだった」と記している（除本理史著『原発賠償を問う』（岩波ブックレットNo.866, 2013.3, 第II章））。

この除本氏の書は、福島事故についての賠償が、どのような法律により被害実態に対応した補償が行われない仕組みになっているかをわかりやすく読み解いている。

それによれば、現行制度や原発を巡る法的な諸問題は、責任を取るべき加害者の責任が曖昧にされたまま、「加害者『主導』の被害補償が進められていることから、多くの問題が起きていることを明らかにし」ている。そして、「原発事故がなければあったはずの仕事や生活を避難者が取り戻すためには、過去の被害への十分な補償と、将来に向けた生活再建措置がともに不可欠だが、東電と政府の責任を明確にしなければ、それらが難しいということが分かるだろう」とまとめられている。

除本氏は、東京電力や政府、官僚たちが如何に巧妙に責任を回避していくかを明らかにしている。本来であれば、被害者は何の落ち度もなく

行動しているのに、元の生活に戻ることはできない仕組みになっていることがよく分かる。加害者であり、すべての責任をとらなければならない東電や国が、免責されてしまう仕組みを加害者自ら作っていくことができる国とは何か。被害者国民が最大限の努力をしても、原状回復ができない国とは何か。国とは国民のためにある組織ではないのか。

この教訓は、原発立地地域すべてに共通するものである。原発再稼働、新規稼働に協力するということは、一端事故が起これば、同様の扱いを受けるということをしるべきと同じである。福島の実情を見よ。棄民政策がとられているのではないか。反対を続けなければ、孫子の代まで悔いが残る結果となることは避けられない。自分のところだけは安全だというのは神話である。現状では、どこで重大事故が起こっても不思議ではないのが日本の原発である。

(3) この国の被害者に対する取り扱い

広島・長崎の原爆被害者、水俣病患者、森永ヒ素ミルク事件の被害者たちの取り扱われ方をみれば、政府・企業・行政・御用学者・医者たちが一体となって、一般庶民と被害者たちあるいは被害者同士の共生や連帯をかき乱すといっても良いような対応が行われてきたことが明らかである。

被害者は、直接的な被害と、被害者であるにもかかわらず被害者としてまともに扱われないという間接的な被害の二重の被害に苦しむことになる。

十分な損害の補償が無く、被害者の当然の行動であっても、その結果から影響を受ける人々から批判されたり、僅かな補償金を得たが故にねたみの対象となったりすることで、いわれのない苦しみを受けることになるのである。福島第一原発事故の被害者も同じような状況に置かれている。

(4) 原発被災者の避難と周辺理解について

原発被災者の避難と周辺理解がいかに難しく、すれ違っているか、について吉田麻里香氏が「ふくしまのおんなこども」と題して、様々な角度から表現している（『世界臨時増刊』No.852, 2014.1.1 発行）。

その中で、本人たち以外には理解されにくい被害者が避難することのつらさが、次のように書かれている。「避難生活を送る人のうち、60%の方が4回以上避難を繰り返し、各地を転々としながら今の避難先へとたどり着きました。『すぐに帰れる』と思っていた避難生活が予想外に長期

化し、先の見通しが立たなくなり、次から次へ避難先を変えることになったからです。慣れない土地を転々とする生活の果てにたどり着いた土地で、『もう、動きたくない』こういう言葉が漏れるのは当然でしょう。ですが、彼らの多くの本音はこうです。『好きでこんな所に住んでいるんじゃない』『この場所で死にたくない』避難先の土地に馴染んで、根を下ろして、安心して暮らしていけるわけではありません。」(87頁)。原発災害の被害者は、こんな当然の感覚も、周囲から分かってもらえない、むなしさ、悔しさを「被害者たち」自身が抱え込まなければならないのである。

(5) 想定できる島根原発事故被害範囲に生きる私たちにも起こるであろうこと

私たちには、既にこのような福島の前例がある。福島の反省がない限り、何の落ち度もない人たちが、どのような扱いを受け、どのような現状に置かれているのか。数多くの報道、報告等を見れば明らかである。もし島根原発で重大事故が起これば、私たちはどうなるであろうか。今、福島の被災者が受けているような不条理な状態に置かれることは、確実である。誰も責任を取らず、被害者を棄民扱いする、そのような対応しかされないということが分かっているのである。正確な情報は知らされず、実行不可能な広域避難計画通りに、いきなり行動を取るように指図される。そして、何もわからない中で独自の判断で行動せざるを得なくなる。

その上、例えば、福島では、子供達の被曝を少しでも軽減すべき安定ヨウ素剤の配布にしても、用意はしてあったにも拘わらず、決断すべき知事が指示を出さず、使用されなかったという。このようなことが起こる。そしてその責任を、誰もとらないのである。

今後、原発事故が起こっても、日本の悪しき伝統である前例主義で物事が判断されていく可能性が高い。したがって、島根原発で重大事故があれば、福島の前例が再現されると考えておかなければならない。

それを避けようとするのであれば、現時点では稼働させないように努力する以外に方法はない。

昨年末の朝日新聞の社説は、次のように書いている。「再稼働するなら、万一の事故に備えて避難計画を準備しておくことが最低限必要だ。安全装置をどう手厚くしても、想定を超える出来事は常に起こりえる。それが、福島の事故が示した手痛い教訓である」「ところが、計画づくりを任

された自治体は、事の難しさにどこも頭を抱えているのだ。」「自治体の苦悩から見えるのは、原発の多くを本来は建ててはいけない場所に建ててしまったという根本的な問題だ。」(2013.12.24 付け朝日新聞)

結局、島根原発の立地で、現実的な避難計画は作れないということであろう。

「世界で最も厳しい安全基準」と日本の首相は臆面もなく主張しているが、世界のレベルから見れば10年は遅れているといわれているようだ。最近のテレビ報道では、日本の原発からは想像できないほど進んだ安全基準が求められているフィンランドの原発の事例が紹介されていた。航空機事故やテロを予想した二重の格納容器、メルトダウンに対応するコア・キャッチャーの設置などである。その結果は、日本の原発よりはるかにコストがかかるという。日本の原発は、ただでさえ安全対策(安全思考)に10年の遅れがある上、世界的な地震多発国であり、火山国である。原発の危険性は、極めて高い。

2 被害論(損害回復)を論じる基本である、被災地の汚染状況の不十分な把握について

福島原発事故からの復旧への取り組みに際して、まず言えることは、「放射能の健康被害や原発の可否を議論する以前に、地域がどのような汚染状況なのかを把握すべきである。詳細な放射性物質分布マップを作成し、それを科学的根拠として、様々な対策を講じることが求められている。／しかし、二年以上が経過した今でも、政府は汚染状況の把握に努めようとしていない。

ここには、現実の損害状況の把握の前に、損害『賠償』の枠組みをつくり、その枠組みの範囲内で損害対象を限定するという原子力災害特有の論理が働いている。／この論理の中では、賠償を最小限に留めるために損害の規模と対象は過小に評価せざるを得ない。これが原子力災害の本質である。このような問題を抱える背景には、低線量被曝の評価が科学的に不確定であることや、放射能汚染が直接的に目に見える形態で被害を与えないという特徴がある。原発を再稼働した場合に、再び原発事故が起きたとしても、同様の事態に陥るであろう(下線は原告ら)。(小山良太・小松知未編著『農の再生と食の安全—原発事故と福島の2年』新日本出版社、2013.9.15, 9 - 10 頁)

つまり、福島第一原発事故への政府等の不十分な対応が、今後の同様の事故に対する前例となってしまうおそれがある。このことが、我々の最も懸念するところである。再び原発事故が起これば、被害者が人としての尊厳を傷つけられ、厄介者として扱われ、棄民のような立場に追い込まれる可能性が高いということである。

これは、広島、長崎の被爆者、水俣病の被害者などがたどった道が現在も再現される可能性が高いということであろう。

3 福島の現実—飯舘村を事例に—

(1) 福島の現実を見て、同様の事故が起こればどうなるだろうかと自分たちの事を考えるとき、事故以前の地域の様子が詳しく分かる市町村を一つのモデルとして考えることが、よりリアルに想像できるであろう。

ちょうど福島には、原発事故で大きな被害を被った自治体として、飯舘村があり、その村の振興計画などに係わっていた研究者が、事故前後の飯舘村についてまとめた『飯舘村は負けない』という書籍がある。原発事故を考える上で大変参考になる内容である（千葉悦子・松野光伸著『飯舘村は負けない』岩波新書，2012.3.22）。

この書は、福島県相馬郡飯舘村という「人口 6000 人余りの小さな村」が、福島第一原発事故によって、どのような状態に陥ったのかを、地元の人々に寄り添って聞き書きまとめたものである。著者等は、事故前から飯舘村の振興計画などに係わり、地域の人達と共に考え、進めてきた。飯舘村は、「20～30 代の女性たちを農繁期にヨーロッパに送り、女性が村づくりに積極的にかかわる契機となる『若妻の翼』という事業を手がけた村として」知られている。また、「平成の市町村合併では合併せずに自立の道を選択し」、「コミュニティの自治的力が村づくりを支えてきたことも、飯舘村の大きな特徴」なのである。

つまり、自分たちの地域づくりは、自分たち住民の努力と力で進めていこうとする、気概のある村であり、事故の直前の 1 月末には、「地元産品を活かした産業振興やユニークな子育て支援策、議会改革など村の取り組みから学ぼうと県内外から自治体職員、市町村議会議員、住民ら 160 人が集い、熱気のある研究集会」を開催したばかりであった。地元の人々も元気づけられ、さらなる内容深化を決意していたことであろう。それが、直後の福島第一原発事故で暗転する。村に放射能が降り、「浜の避難者を懸命に受け入れた人々への全村避難指示」（帯）が出されたのである。多

額の投資をし、先進的な取り組みの実績が上がってきていたところであり、長年の努力の積み重ねがあるだけに村民の喪失感は大きいものがあったであろう。

- (2) 飯舘村の人々の情況、飯舘村の人々の悲劇をみれば明らかなように、その被害は想像を絶するものがある。被害者の「被害」を自分に起こったこととして、置き換えれば、加害者に対して心の底から怒りがこみ上げてくる。福島県被害者たちの事故発生後の扱われ方、そして、3年7か月余り後の現在置かれている状況を知れば知るほど、今、この国では、政府も官僚も、電力会社も御用学者も当事者すべて（本人達は当事者とは考えていないのかも知れない程、無責任な対応である。）が、被害を軽視し、人々に与えた被害の深さについての判断が間違っていると断ぜざるを得ない。このような国や企業や御用学者達の推進する原発の再稼働（稼働）は、いざ事故が発生すれば、無責任な対応しか行われぬ結果をもたらすことは、明らかである。後に述べるように、もともと、農山村地域の人々は、金銭には換えがたいそれぞれの地域での質素ではあるが、豊かなくらしを営んでいたものであり、それは都市での金銭的な豊かさとは、無縁なものである。そのような人々が、今置かれている現実には深刻である。

例えば、福島県飯舘村の佐々木千栄子さんの経験を聞いてみよう。「現在、飯舘村は『帰還困難区域』『居住制限区域』『避難指示解除準備区域』の三つに分けられていて、私（注：佐々木千栄子）が住んでいた佐須地区は『避難指示解除準備区域』になります。当初は二年で帰れるって話もあったけど、もう2年半経つのに佐須地区の除染はまったく進んでないんです。それでも、国は盆正月に一週間くらい帰ってもいいぞと言うんです。除染をして様子を見ているところならいいけど、全然除染していないところにですよ。私はそれがすごく不満なの。そりゃ、年寄りたちは自分の家だもの、みんな帰りたいに決まっていますよ。でも、一時的に帰ったところで食べものも店も何もないんだから、一週間や10日はられない。食べもの持っていったところで、せいぜい2、3日が限界。だから国は何言ってるのって、全然信用できないんです。／10日前に飯舘村の自宅に行ったら、庭のマイタケが立派に生長していてね。去年もすごく出たけど、うちのお父さんが9日に肺ガンで亡くなったりしてそれどころじゃなかった。今年はあまり立派なので食べられるかなあーと思って放射線量を計ってもらったら、びっくりするような値だった。テレビやマスコミは『村に帰りたいですか？帰りたいくないですか？』と聞くけど、自分の家だもの、

みんな帰りたいて言う。でも、帰りたけど……（本当にそこで暮らしていけるか、とか）その後と言いたいことはいっぱいあるのよ。でも、その部分はカッとされて、『帰りた』だけでまとめられてしまう。／飯館村にいるときは、太陽と一緒に畑に出て、陽が沈めば家に戻る生活だった。避難生活に慣れてしまった年寄りたちは、頭と心は村に帰りたけど、体が付いてこないんだと思います。私だって畑に出ないから、足腰が弱くなり、以前のように歩けないですもの。」（『季刊地域』2014年2月増刊号、18頁）

- (3) 原発事故前に福島農山村で営まれていた暮らしの豊かさは、都市住民の想像を遙かに超えるものであろう。そして、それは、金銭的な（経済的な）ものだけでは、得ようとしても得られない、地方の、そこでの（在地での）暮らしにおいて初めて得られる性質のものである。地方の山村・農山村での精神的、心理的なものまで含んだ、豊かな暮らしは、金銭に換えがたいものである。先祖から代々この地で、自然と共に生きる、人間の本性に沿って生きるところから感じられる、幸せは、金銭には換えがたいものである。そこでは、後述するような、中国山地農山村での営農や暮らしの在り方と同様な、暮らしの在り方が基本となった小規模有畜複合経営が数多く営まれてきたのである。おそらく都市住民には、その豊かさの質は想像もできないものであろう。

このような内容も含んだ、貨幣的表現が安達生恒氏の『村の100万円は町の200万円』等という表現である（安達生恒著『むらの再生』日本経済評論社、1979年、153～179頁）とはいえ、安達氏のこの論には、いわゆる貨幣的表現が可能な範囲を前提とした計算である。

しかし、現実の山村での生活は、貨幣的表現が出来ない部分にこそ都市住民には想像できない豊かさがあるのである。

この点、「(略)被害の実態をあるがままに捉え、実態を損害とすることが重要になる。例えば、宮城県丸森町筆甫地区は、山に囲まれて自然からの恩恵を多く受けていた地域であるため、多くの住民が、山に自生する山菜やキノコを日常的に食し、薪を風呂や暖房の燃料として使用していたが、福島第一原発事故によって使用が出来なくなっている。こういった損害は、聴き取りや被害実態調査によって、損害を可視化していくことが重要となる。」（日弁連第56回シンポ第1分科会基調報告書、2013年10月3日、154頁）である。このような内容は、あまりにも日常的なものである上、金銭的評価が困難なので、損害として意識されにくい上、主張しにくい性

格を持っている。聴取者が被害の大きさを知り、全面的に全体を把握するためには、意識してそのような内容を聞き出すことが必要である。

4 取り返しのつかない被害

- (1) 被害を受けた人々に対しては、被害を与えた者たちは、被害以前の状態に戻すこと、すなわち原状回復が、当然の原則である。被害を具体的に論ずるのは、その上で、精神的、肉体的に受けた被害をどう考えるかであろう。その上で、さらにプラスされるものが「被害論」として考え得る被害であろう。原状回復が困難であるとすれば、その代替措置を現実にはとらざるを得ない。
- (2) しかし、福島第一原発事故のような場合、家や田畑、山林を含めて被害を受けたうえ、原状復帰は永久に不可能であり、かけがえのないふるさとに戻れない、戻れたとしてもかつてのくらしの再現は難しい。コミュニティーも復元困難である。

精神的な問題は置いたとしても、暮らしの回復の基本となる生産と生活のうち、農地の水田だけを考えても、復元には極めて長い年月が必要である。放射能に汚染された表土を取り除いて形だけの農地の復元が出来たとしても、水田回復にも不十分である。水田であれば、その機能が以前と同様でなければ意味がない上、他の要素との関係が構築されなければ、水田が水田として機能しない事になってしまう。農山村での暮らし（生産と生活）は、長い時間を掛けて成立したものであり、一度壊してしまった場合、それを再現（再構築）しようとするれば、莫大な時間と費用と努力が必要なのである。何代も前の先祖から代々同じ水田を対象に、より多くのより質の高い米を作ろうと努力してきた、その積み重ねの結晶とも言うべき生産装置が日本の水田なのである。その水田の表土をはぐってしまえば、生産条件などが変わってしまうことになり、元に戻すには、長い時間が必要なのである。その上、水田農業は、山や草地との関係の中で十全に耕作されるものであり、それらも同様に使用可能になっていなければならないのである。

この点について、永田恵十郎は、中国山地山村についてであるが、長年継続され工夫されてきた地域資源管理（利用）の原型について、次のようにまとめている。「水田＋里山（畑）＋山という個性的な地形をいかした地目・作目の有機的・連鎖的な結合システムが、島根県の山村で成立していたことを確認できるだけでなく、人々はこのシステムのもとで、米＋和

牛＋木炭＋特産物（楮，和紙，大麻，養蚕等）を収入源として，自らの生活を営んでいた」（永田恵十郎『地域資源の国民的利用』農文協，1988，237-238頁）のである。その上更に，見落とされがちであり，付け加えなければならないのが，自給用の小さな畑や庭で野菜や果樹を育て，里山や奥山において山菜やきのこなどを必要に応じて栽培したり採取したりしていたことが農山村の暮らしの豊かさの根源だということである。また，これも里山に含まれるものと思われるが共有山（入会林）において，地域の人々が一定のルールのもとで自給用の燃材や野草，落ち葉などを採取していたのである。

これらは現金収入に結びつかない場合も多いが，自給経済部分として山村農林家の暮らしを支え，その豊かさをもたらすものとして，欠かせない部分である。山村の強みは，平場農村のように広い田畑はないが，地域の特性を活かした多様な自給が可能な点なのである。

中国山地と同様に，東北の農山村においてもそのような暮らしが広く存在したものと，思われる。

福島第一原発事故の被災者の方々の報道を見ていると，被災者の方々の長年そこで暮らしてきた庭や家の周りの畑，更には先祖を祭った墓に対する“思い”がしばしば口に出るように感じる。原発事故前には，この地で，この家で，何百年も，代々続けてきた暮らしがあり，歴史がある。家屋の整備や庭の手入れ，畑での作り回し，お墓の維持等々。個人の記憶と代々家族の歴史が積み重なった大切な場であったことは，容易に想像できる。3世代，4世代が同居する大家族が住む場，それは，“豊か”に暮らしていく上で極めて重要な空間であり，ご先祖様とともに生きる，物質的にも精神的にも安んじて生きられる総合であったものと思われる。

島根原発の立地する地域には，東北地方ほどの大家族は多くないかも知れないが，物質的，精神的な安定のための条件は，同様である。

- (3) 水田だけを考えても，上記のように簡単には回復できないのであり，農林漁業者それぞれは，自らの置かれた条件の中で多様に組み合わせて，地域の暮らしを作ってきたものである。とりわけ，被害が住民（農林漁業者に限定されないが，自然相手で，コミュニティのつながりが暮らしに重要な役割を果たす，農林漁業者が最も大きな被害をこうむるものと思われる）にとって，眼に見えるものだけでなく，それ以上に大きい被害をもたらしていることについて認識することが重要である。その基本は，人々のくら

しを、『人としての生き方』として「形（かたち）」の有無を問わず総合的に見ることの重要性の認識である。

〔ある事例〕：これは、岩手県一関市周辺の山村での取材に基づく現実であり、山村の豊かさの断片を感じながら書いているコラムである。この事例は、東北三県の多くの山村に共通する内容であると言い換えても差し支えない。

「雪解けの春、人びとは山に入って山菜を採り、食卓に並べた。それぞれの家にそれぞれの味付けがあり、漬物にしてその味を語る『漬物自慢』が風物だった。そして秋はキノコ狩り。いにしえからの日本の文化が、ここには色濃く残っていた。」

「しかし、東京電力福島第1原発事故で、すべてが変わった。放射性物質の大量放出が続いていた2011年3月中～下旬、一関市ではときおり南からの風に、雨が重なった。山はそれまでの山ではなくなった。／タラノメ、ワラビ、ゼンマイ、タケノコ……。『山の恵み』から放射性物質が検出されるようになり、相次いで出荷制限や出荷自粛に追い込まれていった。」

「山を汚した放射性物質のセシウム137は、量が半分になるのに30年かかる。放っておけば、山の恵みとともに生きてきた文化そのものが消滅しかねない。」

「壊滅的な打撃を受けた産業もある。コナラやクヌギの丸太を使ってシイタケを育てる『原木シイタケ』栽培だ。／岩手県はその有数の産地だった。事故前年の生産量は干しシイタケが201トン、生シイタケが385トン。それが12年には、いずれも半分以下に落ち込んだ。自然のなかで育てる露地栽培が中心だったうえ、原木そのものが放射性物質で汚染されて使えなくなった。／穀物や野菜、キノコなどは1キロあたりの放射性セシウムの量が100ベクレルを超えると出荷できない。原木はその半分の50ベクレルを超えると、もう使えない。セシウムの濃度が、シイタケのなかでは原木の2倍に高まる性質があるためだ。」

「原木シイタケの栽培は、手間のかかる仕事だ。冬に原木に菌を植えてから、2回の夏を越して、やっと収穫できる。かりに次の冬に栽培が再開できても、収穫できるのは16年の秋以降。一関市が生産者に原木シイタケ栽培を再開したいかどうかを尋ねたら、7割以上が『再開しない』と答えた。／山菜やキノコの出荷制限・自粛は事故から3年以上たった

いまも、15の県に及ぶ。この間、原木シイタケの生産者は、福島県では事故前の5分の1以下に、宮城県でも3分の1以下に減った。」

「福島県はコナラの産地として知られ、その原木は全国で使われてきた。人びとは代々、里山のコナラに手を入れて守ってきた。しかし、事故でその多くが出荷できなくなった。原木の生産量はいま、事故前のわずか6%ほどだ。／木が売れないのなら、山に手を入れる機会も減っていくだろう。人びとが守り続けてきた里山文化も、崩壊の瀬戸際にある。」

このコラムは、「人びとがともに生きてきた山々。かつての姿に戻るのはいつのことだろうか。」という言葉で終わっている。(上田俊英「ザ・コラム」朝日新聞 2014.07.05)

- (4) また、「生産者として、消費者の信頼のもと農業や漁業等を営んできたが、原発事故により、消費者の信頼を失い、生産者と消費者のつながりを破壊された」(訴状 226 頁) 者も多い。

この典型が、長年有機農業や自然農(法)に取り組んできた生産者達である。福島ではとりわけ、近年有機農業が盛んになりつつあったという。

福島原発告訴団編『これでも罪を問えないのですか!』(株式会社金曜日, 2013年9月初版発行)の中から原告陳述書の一部を紹介すれば、以下の通りである。

1. 「私は、福島県田村市で飲食店を経営していました。手作りの野草茶や、家庭菜園で作った野菜、近くの山で採れる山菜や木の実を調理して、店のメニューにしていました。店では、山から切り出した木を薪ストーブで燃やし、暖房にしていました。東京電力が引き起こした原発事故で、そのすべてが安全ではなくなり、店は休業せざるを得ませんでした。」(武籐類子さん, 福島原発告訴団・団長)
2. 「川口由一さんの提唱する『耕さず、肥料さえも施さない』自然農のたんぼや畑は、私の天国だった。毎日新しい発見があり、そこにいてだけで楽しかった。すべての生き物がいとおいしい存在だった。ともに生きているという喜びがあった。そこに種をまき、育った米、雑穀、豆、野菜たちは、それ以上にいとおいしかった。我が子のように自慢できた。小さくても、少々形が悪くても、味は抜群だった。兄弟姉妹や友人たちに自信をもって贈ることができた。訪れてくれた友人たちへのもてなしは、山里でとれた幸で十分だった。でも、その喜びはもう戻ってこない。／それなのに、『年 20 ミリシーベル

ト以下の放射線量だから家に戻れ』という。山の中にいながら，山の恵みもいただかず，米も野菜もつくれず，薪ストーブも焚けない……。戻ってどんな生活をすればいいのだろうか。」（浅田真理子さん）

3. 「私は，2011年3月11日の大震災前まで約30年間，有機農業を営んできました。有精卵と有機野菜を，農場の顧客60～70世帯の人達に毎週届け，親戚の様な付き合いをしてきました。それが，あの原発事故で一変したのです。」「原発事故で私達は，たくさんものを失いました。仕事を失い，大切な家畜を見殺しにしていきました。親戚の様に付き合ってきたお客さんを失いました。有機農法で培った肥沃な田畑は，放射能で汚され，周りの美しい山や川，自然を汚され，友人を失い，築いた家等の不動産も価値を失い，何よりも私自身，被曝させられました。それら様々な被害を東京電力に賠償請求したところ『貴方のところは，勝手に避難して生じた損害なので，賠償はできません』という回答でした。」（石井恵三さん）
4. 「私は，2011年3月11日まで，福島県内に住み，有機無農薬栽培で野菜，米を作り，家族をはじめ子供達，親戚，友達に，福島県の安全安心な自慢の水と空気の中で育てた，おいしいと自慢していた農業に，所有経営していた林業，育成中の森林木も放射能で汚染されて，先祖代々続けて積み重ねて努力してきたあらゆる所有物がすべてだめになりました。」（菊地睦雄さん）

また，訴状でも述べたとおり，ここまでに上げてきた被害についての記述は，「『原発事故』における『最大』の被害内容ではない。「むしろ，（把握可能であった）『最少』の被害内容と考えるべきである」（訴状226頁）。

島根原発事故が起こった時，予想される被害は，島根原発は福島第一原発より総出力（規模）が大きいこと，立地場所の地理的条件，立地場所が人口の多い県庁所在地であることなどから，避難が難しく，被害は福島第一原発事故をはるかに超えるものとなりうるのである。

ここまでに上げてきた福島第一原発事故の被害は，島根との（把握可能な福島との）似通った側面の記述でしかない。実際の被害は，おそらく山陰，島根の特性，各人の多様な「暮らし」によるので，個別の事情を細かく拾い集めなければ，全体像に近づけないであろうと思われる。

5 被害を総合的に見ることの重要性

福島第一原発事故により、「放射性物質による自然環境の破壊・汚染、及び、人体への被害が生じた」。

しかし、そのような被害に伴い、住民は、その地域で営んできた「くらし（生産と生活を合わせたものをいう）」を奪われ、制限された。これは、これまで住民が築いてきた「人としての生き方」の根本を破壊するものである。とりわけ、放射能による被害は、「人としての生き方」のすべてをトータルに破壊してしまうだけでなく、その回復が極めて困難な事にされてしまう性格のものであり、《大変大きな被害》だと思われる。

避難区域に居住していた住民は、避難に伴い、自宅、田畑、家財道具等財産を失い、アルバム等の思い出の品やペットなどを失った。失った多くの物は、単に財産というだけではなく、精神的にもよりどころにもなるその人が生きてきたことの証しであり、これまでの生活を形作る有形無形の物すべてである。

また、福島県は伝統的に農業が盛んな地域も多く、「人は、その地域の住民として、市町村、集落といったコミュニティのもと、人と人との社会的つながりの中で生きている。特に原発が立地する地域は、昔からの集落として、その社会的つながりは、何世代にも及び、都市部と比較できないほど強い」（訴状 225 頁）ものがある。

そして、「原発が立地する地域は、その土地を何世代も前から受け継ぎ、農業や漁業等を営んできた家も多い。つまり、その地域で生活し、農業や漁業等を営むことは、単に収入を得る手段ではなく、多くの住民の『人としての生き方』として分離できないほどの一部となっている」（訴状 225 頁）のである。

このことは、決して中高年世代だけの感覚ではなく、「若い世代や子供にとっても同じである」（訴状 226 頁）。「避難区域に居住していた住民は、その地域での生活そのものを奪われ、制限されることで、上記のように長年世代を超えてつながってきたコミュニティの中での生活を奪われ、また、『人としての生き方』そのものである農業や漁業等を営みながらの生活を失った。」（訴状 226 頁）

避難区域以外に居住していた住民も、農業や漁業等を営んでいた住民も、「放射性物質による生命や身体への危険、また、放射能に対する不安を伴う生活を強いられ、これまで営んできたその地域での日常生活を失った」（訴状 226 頁）のである。

第2 被害論各論

1 はじめに

(1) 原子力市民委員会は、『原発ゼロ社会への道』（2014年4月発行）において、福島第一原発事故による被害について、以下のようにまとめている。

すなわち、「福島原発事故は多くの被害を及ぼした。それは今なお続いているし、長期にわたって続くだろう。」そして、「福島原発事故によって生じた事態の特徴を列挙することで、原発事故がもたらす被害の多面性と重大性を指摘」しておきたいとして、下記の12項目をあげている。

- ① 複合災害としての原発震災が現実となったこと
- ② 複数の原子炉が連鎖的に破壊されたこと
- ③ 多数の人々を放射線被ばくさせ、健康被害のリスクにさらしていること
- ④ 陸地の放射能汚染が深刻な被害を及ぼしていること
- ⑤ 海洋の放射能汚染も深刻で、かつ、汚染の拡大が進んでいること
- ⑥ さまざまな社会的な対立・分断を引き起こしていること
- ⑦ 多数の原発事故関連死者を発生させていること
- ⑧ 地域の生活を支えていた多くのものが一挙に失われ、人間の尊厳が傷つけられたこと
- ⑨ 事故収束のめどが立っていないこと
- ⑩ 事故収束・処理のために莫大な被ばく労働が必要となったこと
- ⑪ 金銭的側面だけでも巨額の損失をもたらしていること
- ⑫ 国および県の不十分・不適切な災害対応によって被害が拡大したこと

(2) その被害の大きさ（広がりと深さ）と長期性、被害の多面性と重大性は、原発事故がもたらす被害の特徴である。しかし、その原因である放射能自体は実感しにくい上、その影響も直ちには現れず、幾世代にも長期にわたるものも多い。そのことが、被害を最小にしか認めたくない人々の無責任な言動を許してしまう事になりがちである。

私たちは、この被害論をまとめる過程で、福島第一原発事故がもたらした被害を再確認し、「二度とフクシマを繰り返さないために」（島根原発を稼働させない）という決意を新たにした。原発は、人類との共存が不可能な存在である。

以下、具体的に福島第一原発事故の被害の実態を明らかにし、島根原子力発電所3号機で同様の事故が生じた場合の被害について述べる。

2 土地の放射能汚染と第一次産業（農林業）

(1) 土地の放射能汚染

ア 土地の汚染の意味

土地の放射能汚染は、農業・林業・畜産業（ここでは漁業を除く）などの第一次産業ばかりでなく、第二次、第三次産業にも被害を与えることは明らかである。しかし、その被害の大きさ、深刻さは、その土地から離れられず、置かれた土地の条件を前提として営まれる第一次産業に最も先鋭的に現れる。第一次産業は、与えられた土地や風土と一体化して、生産活動が行われるものだからである。

農業は、そして、日本の中山間地域の農家の多くは、農林家（農家林家）と呼ばれるように、農＋林（農林複合）を基本とする経営が多い。農業専業はほとんど無く、多様な複合経営（所得）によって生計を立てているのである。

農業は、その複合の土地（というより、“土”）と風土と多様な地域資源を活かしつつ行われていた。その基本となるのが、土地（自然）の健全性である。農業は、この土の健全性に支えられる産業なのである。放射能汚染は、土の健全性に致命的な被害を与え、社会に必要な、安全安心な農産物の生産に大きな負担を与えるのである。原発事故は、このように重要な役割を果たしている“土”による、安全で安心な農産物の生産に、長期にわたって影響を与えるものである。

更には、農業は、伝統的に小規模有畜農林複合経営（農＋林（林野利用）＋畜産・酪農）の形で安定的に営まれているものが多い。そして、農業専業は少なく、何らかの兼業あるいは副業が伴うことが多い。とりわけ、農業県である、福島県や島根県には、そうした形態を取る農家が多いのである。そして、その農山村での暮らしは、多様な山の幸に恵まれており、それは、貨幣経済とは無縁な豊かさなのである。

イ 福島第一原発事故による放射能汚染の実態

2011年3月11日に起こった福島第一原発事故により、「大量の放射性物質が大気を通じて拡散した。放出量のおよそ9割は放出時の風向きにより東方に流れ、太平洋を汚染した。残り1割は陸地に降り注ぎ、東日本の広範囲を汚染した」。「また、原子炉を冷却させた汚染水に地下水が加わってその量が倍増し、これがさらに地下に漏洩して広がり、今や海洋へと達している」。

「事故から3年たち、陸地では半減期が約2年のセシウム134の自然減衰によって汚染地の放射線量は下がってきたが、今後は半減期が30年と長いセシウム137の汚染が残るため、急速な減衰は望めない。また、風雨によるセシウムの移動により、あらたな濃縮地点が形成される可能性にも注意しなければならない。」（原子力市民委員会『原発ゼロ社会への道』、24頁）

ウ 放射性物質の拡散による土地の被害

放射性物質の「拡散により、長期にわたり居住に適さない土地が広範囲に及び、第一次産業に従事する人々は、生産基盤が放射性物質に汚染され、仕事のみならず、家庭菜園などの営みも奪われている。

農家は、都市住民とは異なり、先祖代々同じ土地に住み、同じ農地で農耕を繰り返してきた。農地と農家の暮らしは不可分のものであった。農地は代表的なものであるが、農業を取り巻く自然（田、畑、草地、山林）そのものが、農家の暮らしを支えてきたのである。その暮らしの基本となる自然が利用できなくなったのである。

そして、自主避難者を含め一時は20万人以上の人々が住み慣れた町、村、土地を離れることを強いられた。その多くは、長期にわたる避難生活を送ることを余儀なくされ、あるいは移住先での生活再建を目指さなければならない状態となった。」そして、事故から「3年を経た今なお、福島県の各地から避難・移出している人の数は13万4千人以上に及ぶ（県外に約4万8千人、県内に約8万6千人、うち2万8千人はいまだ仮設住宅に居住：2014年3月28日現在）。このほか福島県以外の避難者も数万人は存在すると推定される」（同前書27頁）という。

なお、「福島県からの県外避難者は、46都道府県860市町村に離散しているが、これは全国の自治体総数の半分以上に及ぶ。避難者に住居の提供、保健サポートなど手厚い支援をさしのべた自治体もあるが、2年目3年目に入り、多くの『臨時措置』は打ち切れつつある」（同前書28頁）。これが被災者達が置かれている現実である。

自主避難者の多くは、母子避難である。二重生活が家計を圧迫し、不安を抱きながら帰還をせざるをえなくなったケースもあれば、離婚に至るケースも多発している。故郷に残してきた親族や知人に対する罪悪感を抱きながら「もう帰れない」との思いを強くする方も多いという。

朝日新聞の「記者有論」欄に、いわき支局の岡本記者が概要次のように書いている。原発被災地の福島県において、この1日（2014年10月）

に福島県川内村の東部に出ていた避難指示が解除され戻った人達がいる。しかし戻ったのは全体の1割、11世帯しかなかったという。避難指示によって故郷を離れざるを得なかった人達であるのに、避難が解除されてもほとんどの村人は帰ってこなかったのである。それぞれの事情で「自分の家なのに、戻ることがいかに難しいか。」事情は、子どもの教育、自分の仕事、高齢者の子ども達に掛ける負担等それぞれに異なる。「ふるさとを奪われた人たちにとって本来、『解除』は喜ばしい話だ。なのに戻りたいのに戻れない現実がある。精神的な重圧に加え、生活費の増加が追い打ちをかける。山あいの一帯は、どの家も裏山で山菜やキノコが大量に採れる。みずみずしい野菜を多くの家が育てていた。わずかな食費で賄えた『豊かな暮らし』を失った。「ここの住民にとって1人月10万円支払われている精神的賠償は実質、生活費だ。だが、解除によって1年後に打ち切られる」。村に戻っても、放射能汚染の現実、元の生活に戻してくれない。元のように豊かな暮らしはできない上、買い物や通院を頼っていた隣町は避難指示が解除されないで、不便な生活はつづき、ガソリン代もかかる。

「自分たちに何の落ち度もなく、人生を変えさせられた被災者に負担を強い続けていいはずがない」のである。

(2) 第一次産業（農林業）への影響

ア 農・畜産物への影響

当初、「福島第一原発事故により、チェルノブイリ事故の約10分の1に相当する大量の放射性物質が環境中に放出された。／その放射性物質は、福島県を中心に広く日本全土に降り注いだ。その結果、2011年3月18日以降、茨城県高萩市のハウレンソウから暫定規制値（500bq/kg）を超えるヨウ素131（15020bq/kg）及び放射性セシウム134,136,137

（524bq/kg）が検出され、また、事故直後以降、福島県伊達郡川俣町の牛の原乳から食品衛生法における暫定規制値（300bq/kg、乳児の場合は100bq/kg）を超えるヨウ素131（1510bq/kg）が検出された。」（元資料：厚生労働省、2011年3月19日）

そして、「同年7月8日には、福島県南相馬市から出荷された牛の肉から暫定規制値（500bq/kg）を超える放射性セシウム（2300bq/kg）が検出され」た。牛が食べていた稲藁からも7万5000bq/kgにのぼるセシウム134,137が検出された（2011年7月11日）。

その後、「秋になると、放射性物質が付着した土壌で生育した福島市や伊達市等の稲（玄米）から、1000bq/kg を超えるセシウム 134, 137 が検出された。」（厚生労働省，2011 年 11 月 28 日等）また、「伊達市で試験的に加工した干し柿からは、11000bq/kg を超えるセシウム 134,137 が検出され」ている（福島県，2011 年 10 月 19 日）。

イ 林産物への影響

「福島県の農産物に限らず，2012 年 9 月 22 日に採取された，長野県南佐久郡南牧村の野生キノコからも，基準値（100bq/kg）を超える放射性セシウム（120bq/kg）が検出された」（厚労省 2012 年 9 月 27 日）。影響は，想像以上に広範囲に及ぶ。

更に，2013 年 6 月 16 日になっても，「秋田県湯沢市の『たけのこ』から基準値（100bq/kg）を超えるセシウムが検出」（秋田県湯沢市「自生山菜『ネマガリダケ』の放射性物質検査結果と今後の対応について」2013 年 6 月 16 日）されている。

事故から 3 年，2014 年に入ってから，件数は少ないものの，いまだに基準値超過食品が，関東・東北の各県から発見されている。2014 年 5 月 12 日の場合，福島県の 574 件の検査から 5 件（農産物 2 件，水産物 3 件）が超過であった（厚生労働省「食品中の放射性物質の検査結果について」第 878 報）。

以上のように，放射性物質は全体としては，減少しつつあるようにみえるが，農産物や水産物等に現在でも規制を超える汚染が検出されている。原発事故で環境中に放出された放射性物質は，現在でも一部の農林産物を汚染し続けているのである。そのため，放射性物質の規制値を上回る汚染が検出されるたびに，生産者は，自主回収，生産・出荷自粛，摂取制限を行うことにならざるをえない。

その上，いわゆる風評被害に見舞われることにもなる。風評被害は，福島県においては，事故直後よりも年々拡大する傾向にあると言われて

ウ 地域別対応と風評被害について

「福島県は太平洋側から大きく，浜通り，中通り，会津地方の三つの地域に区分される。今回の原発事故は浜通りの中央にある双葉郡で起きた事故である。」（小山良太ら編著『農の再生と食の安全—福島事故と福島の 2 年』新日本出版社，2013.9.15，11 頁）

そして、「浜通りの地域住民は、故郷を離れることを余儀なくされ、帰還・復旧・復興の初段階が複雑に絡み合い、先の見えない混沌とした日々を過ごしている。／中通りにおいては、営農活動に関する規制はなされず、農業生産が行われたものの、次々に農作物の放射性物質による汚染が確認され、そのたびに出荷が制限されてきた。中通りも浜通りと同様に、まさに『実害』を被ってきた地域である。さらに深刻なのは、人口密集地域である中通りの北部（福島市・人口 29 万人）、中部（郡山市・人口 34 万人）にまで放射能汚染が広がっていることである。福島県庁などの行政機関、教育機関、企業の本社機能は、中通りに集中している。（中略）／一方、会津地方は、福島原発から 100 km 以上離れた地域である。放射能汚染の影響を受けず、空間線量は平時（原発事故前）とほとんど変わらない値が観測されているエリアがほとんどである。しかし、原発事故直後の出荷規制の枠組みが都道府県単位となっていたために、福島県内で一カ所でも暫定規制値を超える農産物が検出されると全県で出荷制限の指示がなされ、会津地方も含めて出荷制限の指示を受けた。その後、出荷制限は市町村単位で指示される制度に変わったが、放射能汚染の程度によらず、福島県内全体が『風評』被害にさらされている状況にある」（小山良太・小松知未編著『農の再生と食の安全—原発事故と福島の 2 年』新日本出版社、2013.9.15、11～12 頁）という。

エ 各種の事例(被災地農業の 2014 年 3 月現在の状況と原発被害の深刻さ)

被災地農業の回復には、まず農地内に瓦礫があればその処理を終え、耕作可能な水田や畑などの農地に戻すという作業が必要である。

震災（及び原発事故）から約 3 年たった今年（2014 年）の 3 月に、ようやく本格的に水田に戻す作業が始まった、ということが JA グループの新聞広告からわかる（2014.03.07 朝日新聞全面広告）。そして、現段階での耕作可能な農地の復興割合は、原発の放射能汚染被害が重なった福島県の場合、わずか 25% にすぎない（別の資料では、福島県の営農可能農地は 16.1% とするものもある）。全面復旧の予定は、まだ 1 年も先だという。農業県福島にとって、一刻でも早い復興が期待されているであろうが、除染がすすみ、営農が再開できなければ、農家の営みは元に戻ることはできない。

この JA グループの新聞広告には、「営農が再開できなければ、農家の営みはもとに戻ることは出来ません（営農が再開できればそれで良い、という意味ではない。最低限のことを述べている）。地域とそこに住む

人々が、豊かな日々と活気を取り戻すには、大地の復興がまず、大切なのです」と書かれている。その通りである。しかし、福島の場合、更に安心して営農に取りかかるためには、家族で耕作地の近くに住める住宅、家族が生活する条件として、学校、病院、商店などの社会的環境が最低限整備されていなければならない。周辺環境の放射能レベルが充分低いという条件も必要であろう。

ここでは、放射能汚染が充分低いということを前提として、水田に限定して、被害の深さと回復の困難さを考えてみよう。来年春に水田が復旧し、うまく田植えが終えられたとする。それで今までどおりのコメ作りができるのだろうか。全く分からないというのが正解である。というよりも、水田は、形だけできても何の役にも立たないということが明らかになるだけだろうと予想することが出来る（水も山も安心して利用できる条件も必要）。

そもそも、水田というものは、東北地方の農家にとってどのようなものなのであろうか（東北地方以外の地域においても基本的には同様だと思われるが、東北の場合の重要性はより大きい）。水田は、米作農家にとって何よりも大切なものである。それは、ご先祖様から代々受け継いできたものであり、自分の代で勝手な事が出来るものではない。次の世代に、より豊かにして、受け渡すべきものなのである。つまり水田には、何百年もの長い間、少しでも収量を上げ、少しでもおいしい米を作りたいという、代々農民（ご先祖様）の苦勞が積み重ねられ、結晶したものである。

ところが今回の場合、田の表土が全く変わってしまうので（土地条件にもよるが、最も重要な表土を中心にはがされている）、どんな味のコメが、どれくらい収穫できるかが全く分からない。なにより、被災後「初めて作る水田」であり、長年慣れ親しんできた我が家の水田に一から取り組み、慣れるまで何度も、試行錯誤を重ねる必要がある。したがって、元の実り豊かな水田に戻るには、まだまだ先の事にならざるを得ないのである。高齢者の場合、自分の代では元の状態に近くなるまでいれないかも知れない。

この点については、JA グループの広告にも、次のように書かれている。「震災から約3年。瓦礫処理が終わり、ようやく水田に戻す作業が始まりました。来年春に全面復旧する予定ですが、土が変わるため、どんな味の米が、どれくらいとれるのか分かりません。何年も、試行錯誤を重

ねる必要があり、実り豊かな水田の、真の姿に戻るのは、まだまだ先です」と表現している。とりわけ、放射能汚染の程度が充分低くない水田や周辺環境の場合、常に放射能を意識しつつ、営農を続けなければならないことになる。

オ 調査結果から見える被災農業経営体が営農を再開できない理由

「東日本大震災による農業経営体の被災・復旧状況」（農林水産省）によれば、2013年3月11日現在の「営農を再開できない理由」の調査結果（複数回答）は、「原発事故の影響」とする回答が、岩手県、宮城県がゼロであるのに対し、福島県は、96.2%にもものぼっている。原発事故以外の理由は、どれも極めて低く、「耕地や施設が使用できない」の7.5%が最も高い回答であった。

他の二県については、「耕地や施設が使用できない」が、97.4%（岩手県）、95.5%（宮城県）で最も高い回答率であり、福島県とは対照的な結果である。これは、原発事故の影響が相対的に小さい岩手県と宮城県の農家は、震災後2年目になれば営農を具体的に考える段階に来ているのに対し、福島県の農家は、いまだ営農再開を具体的に考えられる段階にはほど遠いということを示しているものと思われる。農民に与える福島第一原発事故の苛酷さが明確に示されているといえよう。

カ 有機農業生産者の場合

以上は、ごく普通の農業を続けてきた生産者の場合でもいえることであるが、有機農業に取り組んできた生産者の場合には、更に苦勞することになる。

有機農業生産者は、化学合成農薬や化学肥料を使わず、試行錯誤の連続を繰り返してようやく安定した、自分なりの有機水稻生産技術体系を作り上げてきている。その長年の苦勞と努力の成果である有機水稻作が可能な水田とその周辺の環境を、原発事故によって失ってしまったのである。有機農業技術は、その地域の風土に合わせて、独自の工夫を重ねてつくりあげられたものであり、場所が変われば、また土地や環境が変われば、更には土が変われば、一からやり直さなければならないことになるのである。従って、元の豊かな水田を取り戻すには、上記の農民の試行錯誤以上に時間と努力が必要となる。それでも放射能の影響が続けば、場合によっては、自分の代ではそこまでいかないかもしれないのである。

水田だけではない。福島県は、果樹栽培が盛んな県である。果樹についても、1から始めなければならないとすれば、これも成木になるまでだけでも長い時間が必要である。

「東日本大震災原発事故から3年目にあたり、福島県の人口約190万人中、いまだに県内外に14万人が避難しているという異常な状態が続いている（2013年11月現在）。大家族がバラバラの仮設住宅や借り上げアパートの生活で精神的ストレスや病気の慢性化による災害関連死は1,500人以上にのぼっている。／さらに低線量被曝と内部被曝の関係の科学的検証があいまいなために、健康への不安は続いている。進まない住宅除染（完了率福島市約20%・二本松市約30%）手つかずの山林除染が、放射能とくらす県民にとって見えない精神的圧迫となっている。／農家の平均年齢が65歳というなか、作付け制限や出荷制限が続き、耕作されない田畑が目につく。農水省の2011年の発表では福島県の作付け制限、自粛の水田は1万9500ha、水田面積全体の約20%にあたる。果樹栽培も226ha減少した。」（菅野正寿（福島県有機農業ネットワーク理事長）「福島の農家としてメリハリのある情報を消費者に伝えたい」（『季刊地域』No.16, 2014年冬号, 農文協, 100頁）。

キ 森林・林業への影響

（ア）森林の汚染状況（空間線量）

森林における汚染状況の把握については、各種の研究が報告されている。最も早い時期の調査報告によれば、以下のとおりである。

2011年9月に森林における汚染状況の調査結果が報告されている。文部科学省の委託を受けた全国の大学や研究機関の連合組織によるものである。

この組織のうち、筑波大学と気象研究所などの研究チームによって、2011年9月14日に実施された森林内における汚染状況調査の結果がある。調査地は、計画的避難地域に指定されている福島県川俣町の針葉樹林（スギ林）と広葉樹林（ナラガシワ等の混交林）でそれぞれ調査を行っている。針葉樹林は樹齢18年の若齢林と樹齢40～50年の壮齢林の2地点である。結果は、森林の外では、地表面に近いほど空間線量率が高く、上空ほど低くなる傾向があるが、調査の結果は、針葉樹林では、樹冠に近いほど空間線量率が高くなっていた。これは、樹冠付近の生葉や枯葉に放射性セシウムが付着しているためとみられる。一方、広葉樹林については、逆に地表面に近いほど空間線量率が高く

なっていることがわかった。この違いが生まれた根拠は、広葉樹林では事故当初の時期には葉を落としており、生育途中だったことによるものと考えられるという。また、同じスギ林においても、樹間が広い壮齢林が相対的に地表面の空間線量が高い傾向があった。

各森林における土壌の1 m²あたりの放射性セシウム(134および137)の濃度は、スギ若齢林が約47万ベクレル、スギ壮齢林が約91万ベクレル、広葉樹林が約71万ベクレルであった。なお、土壌の放射性セシウムは、50%以上が地表に堆積した落ち葉などの層に存在し、その層を含めて地表面から5 cm以内に、土壌に降下したほぼすべての放射性セシウムが存在していることが確かめられた、という。

また、同チームは、降雨による影響を調べるために、森林内外での雨の採取も行った。森林内では木の幹を伝って流れる雨(樹幹流)を採取し、それぞれ放射性セシウムの濃度を測定した。その結果、森林内の雨及び樹幹流の方が、森林外の雨よりも放射性セシウムの濃度がかかなり高いことが確かめられた。また、樹幹流より森林内の雨の方が放射性セシウムの濃度が高いことから、降雨によって葉に付着した放射性セシウムが降下し、徐々に地表面に移行していると考えられる、という。

これらの調査結果から、森林内の空間線量率を低減するためには、地表面の空間線量率が高い広葉樹林とスギ壮麗林においては、地表面に堆積した枯葉などの除去が効果的であり、樹冠付近の空間線量率が高い針葉樹林では、生葉や枝の除去、樹木の伐採が効果的だと考えられる。

福島県内の森林における空間線量率、土壌に含まれる放射性セシウム濃度については、文部科学省航空機モニタリング、林野庁現地調査などの結果が公表されており、空間線量が高い地点は土壌に含まれる放射性セシウム濃度も高い傾向が分かっている。最近の状況については、以下の通りである。「森林への放射線影響は、急性的汚染段階から長期的影響の段階へと徐々に移行しつつあり、震災や津波からの回復とは大きく異なる経過を辿ろうとしている。／福島県周辺の17都県の汚染地域(空間線量率10.1 μSv以上)の多くは森林が優先しており、森林生態系における土壌や流出水を通じた汚染のみならず、樹木・林床植物、動物、菌類など広範な生物相への食物連鎖などの生態プロセスを通じた環境放射能汚染や被ばくによる人体障害が懸念されている。

また放射性物質の除染は当初の教育施設・居住地域・農地から徐々に面積的に圧倒的に広い周辺の森林へと対象が変わりつつある。／原発事故当初は、森林は汚染フィルターとして機能し、都市や農地を原子力災害から護ったと考えられるが、その後は、沈着した放射性物質が周辺農地や水辺などの周辺生態系、すなわち里山環境への影響が課題となっている。現在、森林・林業・林産業に関連してきのこ原木、おが粉、調理用薪、木炭、野生きのこ、山菜、野生獣および腐葉土などに様々な規制が継続しており、それに伴って地域材や特用林産物などの風評被害も顕在化している。」（大久保達弘「落ち葉を通じた福島原発事故後の里山林生態系への放射線影響」2014年）

（イ）森林（木材）の汚染状況

農林水産省が川内村のスギ林で実施した調査によると、幹材に於いても放射性セシウムが検出された。具体的には、空間線量率が 3.11μ シーベルトの地点で辺材の放射性セシウムが 406 ベクレル、 1.17μ シーベルトの地点で 125 ベクレル、 0.47μ シーベルトの地点で 36 ベクレルとなった。

調査結果によると、空間線量率と幹材の放射性セシウム濃度は概ね比例関係にあった（森林内の放射性物質の分布状態調査結果について（第2報））（2011年12月27日農林水産省）。

（ウ）森林の除染について

森林の除染については、住宅等の近隣における措置を最優先に行うものとされており、範囲は林縁から 20m 程度を目安に決定することとされている。しかし、県民生活に密接に関連した水源林や、林業生産の場である森林について、除染の方針や技術が示されていない。

（エ）深刻な山林と山菜の除染

菅野正寿は、次のように指摘している。

「山林やダムから流れる水を利用する水田においては、用水に含まれるセシウムのイネへの移行が懸念される。ダムの水を引く南相馬市の 2013 年の試験田では、玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出された。二本松市東和地区での用水試験においても、大雨、豪雨の際の濁り水には晴天時の水の 10 倍から 20 倍のセシウムが含まれることがわかった。この用水対策は今後も継続しなければならない。／野生のキノコ、原木シイタケは、ほぼ福島県全域で摂取制限が続く。さらに山菜類は 2012 年よりも 2013 年のほうが高い数値を続出した。

とくにコシアブラ，タラノメ，ゼンマイなどからは1000bq/kgを超える数値が出た。／横浜国立大学の金子信博（森林土壌学）は、『二年前の落ち葉が腐ってカビがはえ，この糸状菌がカリウムと一緒にセシウムを取り込んでいるのではないか』と話す。落葉広葉樹の循環型の山林の汚染が深刻である。キノコ，山菜，落ち葉，炭焼き，この豊かな山の恵みの再生のために世界の英知を福島に結集していただきたい。（菅野正寿（福島県有機農業ネットワーク理事長）「福島の農家としてメリハリのある情報を消費者に伝えたい」（『季刊地域』2014年冬号）農文協，100頁）

（オ）原子力災害の林産物への影響

2011年4月，政府は，原子力発電所周辺に「警戒区域」，「計画的避難区域」等を設定した。2012年版の「森林・林業白書」は，林産物への被害について，次のとおり，報告している。

- ① 2011年4月に，「福島県の一部地域で，露地栽培の原木シイタケから暫定規制値を超える放射性物質が検出され，出荷を制限。以後，施設栽培の原木シイタケ，露地栽培の原木ナメコ・原木クリタケ，野生キノコ類全体，タケノコ，草ソテツ，イノシシ肉，クマ肉などについて，暫定規制値を超えた地域で出荷等を制限。」（きのこ資料参照，原木シイタケ（露地・施設）菌床シイタケ，原木ナメコ（露地），野生きのこ）（山菜資料参照，タケノコ，草ソテツ，ふきのとう（野生），ワサビ（畑栽培），コシアブラ，ゼンマイ，タラの芽（野生），ワラビ，ふき（野生），ウワバミソウ（野生））
- ② 「農林水産省は，肥料等の放射性セシウムの暫定許容量を設定。福島県と周辺県の製材工場などでは，敷料・堆肥用樹皮の出荷が減少。樹皮は製材工場等で保管せざるを得ず，処理や利活用が課題」（というより，処分に困っている。）
- ③ 「林野庁は，キノコ原木及び菌床用培地，調理加熱用の薪と木炭について，放射性セシウム濃度の指標値を設定。福島県では，きのこ類やシイタケ原木の生産が大幅に減少。特に，他県から調達されるシイタケ原木の半分以上が福島県産であることから，シイタケ原木の安定供給に影響」を与えている。
- ④ 「警戒区域等に指定された市町村における森林面積の割合は62%。これら区域では，立入禁止により施業の実施が困難に。素材生産や

製材加工でも、立木伐採の中止や製品の一方的な取引中止等が発生した。

(以上、『森林・林業白書（平成 24 年版）概要』より)

(カ) 原子力災害への対策

- ① 「農林水産省は、福島県内の森林全域を対象として、空間線量率と土壌等における放射性セシウムの濃度を調査。」
- ② 「福島県内の 3 カ所で、森林内の土壌や落葉、葉、幹などの部位別に放射性セシウム濃度と蓄積量を調査。調査の結果、同じ調査地でも、樹種により部位別の濃度が異なること等が判明。」
- ③ スギ雄花に含まれる放射性セシウムの濃度を調査。一定条件下で、スギの花粉を吸入した場合の内部被曝線量を試算すると、最高で毎時 $0.000192 \mu \text{ Sv}$ となる。
- ④ 環境省の『除染関係ガイドライン』は、森林の除染について以下の指針を提示している。
 - ・落葉広葉樹林では、落葉等の除去により、高い除染効果が見込まれる。
 - ・落葉等の除去は、林縁から 20m 程度の範囲を目安に行う。
 - ・針葉樹林では、落葉等の除去を継続的に行う。
 - ・落葉等の除去で十分な効果がない場合、林縁部周辺で枝葉等の除去を行う。
 - ・林野庁では、効率的・効果的な除染に向け、森林を対象とする汚染状況の把握や除染技術の開拓を推進。また、地方公共団体等から汚染土壌等の仮置場として国有林野を使用したいとの要請があった場合には、無償貸付を積極的に協力。
 - ・八月に、原子力損害賠償紛争審査会が『原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針』を策定。福島県等産の林産物は『風評被害』も損害賠償の対象。福島県森林組合連合会等が損害賠償を請求。(『林業白書（平成 24 年版）概要』12 頁)

(キ) 放射能汚染と森林、林業、木材関連産業への影響

[概要]

日本学術会議農学委員会林学分科会は、最近（2014 年 9 月 1 日）の『報告』において、福島第一原発事故による放射能汚染と森林、林業、木材関連産業への影響について大要以下のように取りまとめている。

2011年3月に発生した「東京電力福島第一原子力発電所の事故から放出された放射性物質は、福島から北関東の山間部に広く拡散し、地域の森林、林業、木材関連産業及び中山間地域の生活環境や暮らしに大きな影響を及ぼしている。事故から3年が経過し、大学や研究機関により森林生態系や木材、林産物への影響の調査が進み、実態が把握されつつある。放射性セシウム137の半減期は約30年と長いため、長期的な取り組みの検討が必要である」(要旨, ii ページ)。

「本報告は、林学分科会でなされた議論の主要な論点をもとに、放射能汚染が地域の森林、林業、木材関連産業及び中山間地域の生活環境や暮らしに及ぼしている影響の現状と問題点、並びに、中・長期的視野のもとに今後取り組むべき課題や必要とされる対策等について整理した内容について報告する。」(要旨, ii ページ)

「森林に降り注いだ放射性物質は、まず林冠の枝葉や樹皮に沈着し、数年かけて土壌へと移行していく。現在は、この段階である。放射性物質は土壌に強固に吸着されほとんど動くことはないが、一部は植物の根から吸収され、食物連鎖を通して森林の生物にも取り込まれていくと予想されている。チェルノブイリの事例からは、今後数十年間にわたって森林生態系が放射性物質を保持し続けると推察される。しかし、どのような生物種のどの部分に、どの程度の速さでどのくらい蓄積されていくかについては、ほとんど未知の領域である」(要旨, ii ページ)。

現状は、「住居等近隣の森林については、林縁から20m程度の区域の落葉の除去等が実施されているにすぎない。日常的に立ち入る森林や人工林がある林業経営地帯はほとんど手つかずのままである。比較的low濃度に汚染されている立木については、間伐木を木質バイオマスとして利用する計画も検討されているが、焼却灰の最終処分が新たな課題として浮上する。あわせて、最終処分場までの輸送についても課題が残る。また、間伐作業や木質バイオマス利用時における担い手の安全性の確保についても課題が残る。／林業については、高濃度汚染地域では間伐作業等ができないことから、今後、間伐手遅れ林分が誘因となる土砂災害等が懸念される。一方、高濃度汚染地域以外の森林については、放射能汚染によるリスクの評価と管理基準にもとづく森林ゾーニングの指定が遅れていることにより

森林施業が滞っている地域があり，森林組合や素材生産業者の事業量が確保できないことから，雇用力の低下にもつながっている」（要旨 iii ページ）。

また，「森林を生活の糧としてきた人々の暮らしの再建や，林業，木材関連産業再開の見通しも立っていない。早急に，中・長期的な展望のもとに課題を整理し，方針を示して，対策を実施していく必要がある」（要旨， iii ページ）。

〔現状と問題点〕

現時点で得られている情報や知見に基づけば，以下のように要約される。

「(1) 森林生態系における放射性物質の現状と動態

- ① 森林に降り注いだ放射性物質は，土壤に強固に吸着され始めており，また，動植物に取り込まれている放射性物質も森林生態系の中で循環していると推定される。
- ② 放射性物質の森林生態系の外への流出は，大雨による浮遊土砂の輸送に伴い懸濁態に混じって流出すると考えられる。しかし，放射性物質の系外への流出量は，年間でも，森林の総沈着量の 1 % にも満たないと推定される
- ③ これらのことから，森林は放射性物質を保持する生態系であると考えられ，放射性物質による森林への影響は深刻かつ非常に長期にわたる」（要旨， iii ～ iv ページ）。

しかし，放射性セシウム 137 の半減期は約 30 年と長い。事故後の 2 年余りの研究で得られた程度の調査結果や知見では，汚染のごく初期段階についてのものであるとの認識が必要である。その意味でも，チェルノブイリにおける 1986 年から今日までの 28 年間の研究から得られる知見は貴重である。

「(2) チェルノブイリの事例から得られている主な知見

- ① 放射性物質は長期間にわたり森林の生物に比較的高濃度に保たれる。
- ② 立木の中に蓄積された放射性物質の量は，事故後 10～20 年後にピークを迎える。
- ③ 山菜，キイチゴ類，キノコ，及び野生獣肉の汚染が長引いている。

④ キノコは放射能の吸収特性によって、4グループに区分※されている。

(※著しい集積型，強度集積型，中度集積型，弱度集積型のivグループである。)

⑤ 獣肉の平均放射能レベルは動物の種類によって異なり，イノシシやシカが高い。」(要旨，ivページ)。

「(3) 木材，林業関連産業への影響

① 林業，木材関連産業への影響は多岐にわたり，いずれも深刻である。放射性物質の立木への蓄積量は今後10年以上にもわたって増加し続ける。山菜，キイチゴ類，キノコ，及び野生獣肉の汚染が深刻であり，その被害も長期にわたると予想される。

② 放射性物質が低濃度な森林から伐採・搬出された木材の汚染は低濃度であり，健康に問題はないレベルであるが，風評被害については懸念される。

③ 放射能汚染は森林を汚染しただけにとどまらず，森林から生活の糧を得ていた人々の生活基盤や地域社会のシステムまでも大きく破壊している」(要旨，ivページ)。

(『報告 福島原発事故による放射能汚染と森林，林業，木材関連産業への影響—現状と問題点』日本学術会議農学委員会林学分科会，2014年9月1日)

この報告から言えることは，森林，林業，木材関連産業への影響は，数年単位の研究では，明らかにはならない。確たる知見が出るには，放射能汚染の場合，数十年単位の時間の積み重ねが必要だということである。事故後28年を経たチェルノブイリの場合でも，まだまだ十分な時間とは言えないのである。ましてや，福島第一原発事故からまだ3年余りしか経過していない福島第一原発事故の被害の全貌を把握することは，不可能だということである。

(3) 島根原発の場合

ア 島根原発と周辺の農業・有機農業への影響

島根原発の場合も福島同様に，周辺に，近年有機農業に取り組む生産者は数多く存在する。今，島根県は，全国的にも注目されるほど，有機農業が盛んになりつつある地域である。ここでもし島根原発で重大事故が起れば，島根県東部・鳥取県西部（更には中国地方全域に放射能被害がおよぶ可能性がある）の農業は有機農業も含めて大きな被

害を受けるとともに、長期にわたって県民が安心・安全な農産物を手に入れることができなくなってしまう。とりわけ、これからの農業の在り方として、有機農業に熱心に取り組んできた若い生産者達（U, I ターン者を含む）の営農存続が困難となり、積み重ねてきた努力が無に帰することになってしまう。

また、有機農業は、良質の堆肥が必要であり、それは、草木や落ち葉を活かして行われる。福島のように林野の放射能汚染が強い場合には、たとえ、水田は安全（あり得ないことであるが）であったとしても、林野から採取された資材を使ったり、山野草を牛の飼料とし、牛糞をたい肥として使うこと等が長期間できなくなる可能性が高い。

イ 島根原発の特徴ある酪農／山地酪農／山地畜産への影響

島根県東部の斐伊川流域には、流域内の酪農家達が長年の研究と努力の末、実現した日登牧場に象徴されるような、日本の最先端の酪農が展開されている。山地酪農、山地畜産として全国的にも知られ、中流域の雲南市を中心に取り組まれている。高い品質の原乳を、低温殺菌などにより最低限の処理をするだけで消費者に届ける、あるいは良質のナチュラルチーズの原料として活用されている。それらが生産・出荷できなくなる可能性がある。他のメーカーの牛乳はアレルギー反応が出たりして飲めず、この地で生産された低温殺菌牛乳しか体質に合わないという多くの子どもたち、そして、親たちが困るのは目に見えている。

生産された多様な乳製品が広く全国へ出荷され、全国的にも広く知られている乳業メーカーの日登牧場の場合、舎飼いではなく山地に放牧されるためより厳しい結果になる可能性が高いものと予想される。福島では、福島第一原発事故の影響で、福島産の原乳から、基準値を超える放射性物質が検出され、内閣総理大臣指示により出荷が制限された。長年の苦労の末、酪農を軌道に乗せてきた酪農家が、自死したという痛ましい現実が、その被害の大きさ（単に経済的な意味だけでなく、精神的あるいは自己実現としての酪農への取り組み）を表現しているものと思われる。

ウ 島根原発の林業への影響

福島の事例から、原木しいたけ、わさび、山菜等島根の山の幸は大打撃を受けるものと推定される。

風評被害も考慮すれば、島根県全域が、検出程度の高低に係らず影響を受けるものと思われる。

福島が県名を付した原発であり、そのことが福島産の風評被害の要因にもなっている、という見方があるが、島根の場合も県名を付した原発であり、島根産と表示されているだけで同様になる可能性が高い。

エ まとめ

福島県も島根・鳥取両県も、代表的第一次産業である農業が県の重要な産業となっている。そして、それは市場向けの大量生産も無くはないが、多くは、小規模自給的な、暮らしを支える農業である。原発立地地域周辺の漁村の漁業も加えれば取りわけそうである。

こうした地域では、過疎化が進み、農家数も減少しつつあることは同様の傾向である（かつて、出稼ぎ型の東北と挙家離村型の中国山地という過疎の2つの形態として比較されてきた。そのような人口減少の型は異なるとはいえ、同様の結果に繋がっている）。島根原発で事故が起これば、福島より島根・鳥取の方が地域の衰退がおそらく激しくなるものと思われる。

福島と島根・鳥取は、同じく過疎山村を多く抱える県であるが、家族や集落の規模が相対的に大きいのが福島の特徴である。そのような福島県であっても、原発事故発生以来約3年半が経過したにもかかわらず、放射能に悩み、将来が展望できない苦しい状況にある。島根・鳥取は家族数が少なく、集落の戸数も少なく小さい。したがって、一端事故が起これば、より困難な状況に陥ることが確実だと予想される。島根県東部と鳥取県西部は、壊滅的な打撃を受ける可能性が高い。

福島県の人口は、約180万人であるのに対し、島根県は、約70万人、鳥取県は約60万人であり、両県合わせても約130万人しかいない。約7割の人口規模である。地域の維持・存続という点から考えると、人口規模が小さいことは、不利に働くものと思われる。

島根原発の半径30km圏には、島根県出雲市から鳥取県境港市、米子市の一部が含まれ、約46万人が住んでいる。その範囲は、両県人口の、約3分の1が集住している圏域であり、それだけの地域が、風向きによっては大きな被害を受けることになる。島根県の東部と鳥取県の西部は、人が住めない地域になってしまうほどの大きな影響を受ける可能性が充分あるものと想定される。

福島第一原発の場合は、事故による放射性物質の拡散が、風向きにより9割が東方に流れ太平洋を汚染し、陸地に降り注いだのは残り1割であったと言われている。1割でもあれほど大きな被害が発生したのである。島根原発の事故の場合は、季節にもよるが、福島のような「幸運」はあり得ないものと思われる。西か北方向からの風が吹けば、事故による放射性物質の拡散が、主として南側から東側の陸域に向けて行われ、大量の放射性物質が、島根県東部から鳥取県西部にかけての陸域に降り注ぐ可能性が高いと予測することができるのである。

3 水の汚染と第一次産業（漁業）

(1) 水の汚染（汚染水）

ア 汚染水の発生原因

(ア) 冷却水

原子炉内の燃料及び使用済み核燃料プール内の燃料は、崩壊熱を発生し続けることから、その熱を冷却し続けるために水が必要となる。

原発が通常に運転している場合は、訴状 83 頁図のとおり、原子炉格納容器内で、発電のためにタービンを回転させるための蒸気が作られ、その後、蒸気は、復水器内の循環水ポンプで、循環する冷却水（海水）で冷却され、再度、水となり、給水ポンプから、原子炉格納容器内に戻る。上記冷却水（海水）は、冷却に使用した後、放水路から放水される。

また、使用済み核燃料プールの水は、冷却設備によって冷却されている。

福島第一原発事故においては、2011年3月11日、地震により、運転中であった1ないし3号機の原子炉が緊急停止し、原子炉格納容器からタービンへと上記を送る管（主蒸気配管）の弁が、放射性物質が漏れ出すのを防ぐため、自動で閉じた。その結果、高温の蒸気が原子炉格納容器内から出ず、原子炉圧力容器内の温度と圧力が上昇し始めた。そのため、圧力容器を冷やすため、非常用冷却装置が自動または手動で動き始めた。

次に、地震発生から約47分後、津波が発生し、防波堤を越え、1ないし4号機の建物内へ浸水し、非常用電源と所内の配電盤の多くが浸水により故障し（なお、津波だけが理由なのかは未だ判明していない。）、1、2、4号機は全電源喪失し、3号機はバッテリーによる直流電源のみとなった。

1号機の冷却装置である非常用復水器は、津波で全電源喪失したとき、途中の配管の弁が閉じ、以降ほとんど機能していなかった。そのため、1号機の圧力容器内の水位が低下し、冷却できず、核燃料の温度が上昇し、また、放射能を遮蔽できなくなった。その後、消防車を使用し、消防車内のタンク及び防火水槽内の淡水を1号機原子炉へ注水することが試みられた。その後、淡水が無くなった後は、3号機タービン建屋前の逆先弁ピットにたまっていた海水を利用して注水した。

2011年3月13日、3号機の冷却装置（HPIC）が停止し、その後、消防車による圧力容器への流水が始まった。

同月14日、2号機の冷却装置（RCIC）が停止し、その後、FPCを利用し、海水注入が行われた。

同月17日、使用済み核燃料プールの水位が低下し、核燃料が自ら露出するおそれが生じ、自衛隊のヘリコプターが、機体につり下げた大きなバケツで海から海水をすくい上げ、3号機の原子炉建屋に散水した。その後、高圧放水車などを使用し、放水した。同日20日、2号機と4号機の使用済み核燃料プールへの淡水及び海水の注水も開始された。1号機の使用済み核燃料プールへは、同月31日以降コンクリートポンプ車で断続的に淡水を注水した。

上記事故発生以降、原子炉内の燃料及び使用済み核燃料プール内の燃料を冷やすために、原子炉建屋に海水及び淡水が注入され、注入された大量の水は放射性物質により汚染された汚染水となった。上記汚染水は、海へ流出した。

2011年4月2日、2号機取水口付近で、高濃度汚染水が海へ流出していることが判明した。

また、同月4日から10日まで、集中廃棄物処理施設の地下に溜まっていた汚染水、及び5、6号機の建屋周辺にたまっていた汚染水を海に廃棄した。

同月10日以降、東京電力は、取水口などに汚染水の拡散抑制のため、「シルトフェンス」を設置した。

同年5月11日、3号機取水口付近で、高濃度汚染水が海へ流出していることが判明した。

また、海へ流出しなかった汚染水は、同年5月末時点で、およそ10万トンが建屋の地下に溜まっていると推定された。これらが建屋

から漏れ、地面にしみこみ、地下水の流れに乗って、海へ流出した。

(イ) 流入する地下水

1 ないし 4 号機の建屋の地下には、山側から流れてくる地下水が 1 日約 400 トンも流入し、これらが新たに汚染水となっている。

イ 福島第一原発事故による汚染水問題と対策

(ア) 汚染水浄化装置

2011 年 6 月 4 日、汚染水を回収・浄化し、原子炉の冷却経路へと循環させるシステムが稼働した。

もっとも、稼働し、汚染水を浄化するにあたり、放射性物質が濃縮された海水や放射性廃棄物が発生し、これを保管する鋼鉄製の円錐型タンクの置き場所及び管理（汚染水の漏洩など）が問題になった。

(イ) 海側遮水壁

2012 年 4 月 24 日、原子炉建屋及びタービン建屋の地下にたまっている汚染水が、建屋から漏れ、地面にしみこみ、地下水の流れに乗って海へ流出するのを防ぐため、1 ないし 4 号機の取り水口を覆うように、海側遮水壁が作られた。

しかし、下記（ウ）記載のとおり、地下深くまで汚染水が浸透し、海へ流出している可能性が新たに分かった。

(ウ) 陸側遮水壁

2014 年 6 月 2 日、陸側からの地下水流入を防止するための凍土壁工事に着工した。

しかし、同月 24 日、1 ないし 4 号機の海側で、汚染水が地下 25 ないし 30m にある下部透水層までしみこんでいる可能性が分かり、凍結管を下部透水層まで埋める必要がわかり、いまだ完成の見込みも立っていない。

また、上記下部透水層の水圧が低下しており、地下深くまで汚染水が浸透しており、海への流出している可能性が新たに分かった。

ウ 汚染水による環境破壊等の被害状況

(ア) 事故直後の汚染水の流出による環境破壊

上記のように、事故直後の汚染水が多量に発生し、土地及び海水を広範囲にわたって汚染した。

また、事故後、数年経っても、地下水の流入による汚染水が生じており、その一部は、土地及び海水を汚染している。

(イ) 汚染水の増加による放射性廃棄物の増加

事故後発生した汚染水の一部は、上記汚染水浄化施設により、浄化されているが、その過程で生じる放射性廃棄物の増加は避けられず、また、処分方法も決まっていない状態である。

(ウ) 放射性廃棄物の管理ミスによる汚染

汚染水を保管する鋼鉄製の円錐型タンクの管理（汚染水の漏洩など）ミスが生じており、その管理の安全性にも疑問が生じている。

エ 島根原発3号機について

(ア) 福島第一原発事故後の工事

被告中国電力は、別紙「島根原子力発電所 安全対策等の実施状況（平成26年8月末現在）」記載のとおり、上記福島第一原発事故後、浸水を防ぐ対策や、原子炉や使用済燃料プールを冷やすために必要な電源を確保するなどの対策、原子炉・使用済燃料プールを冷やす対策、緊急時に必要となる資機材・設備の点検および緊急時の対応手順の確認、訓練等、原子炉が重大な損傷を受けた場合の対策などを行っている。

(イ) 上記対応では、防止できない被害があること

この点、被告中国電力は、基準津波による発電所敷地における最高水位が、施設護岸で海拔9.5mであることから、発電所の津波対策として、海拔15mの防波壁の強化や3号機屋外タンク周辺への防水壁設置をし、万が一、敷地内及び建物内に浸水しても、水密扉を設置して、浸水から安全上重要な設備を守るとしている。

また、被告中国電力は、原子炉や使用済み燃料プールを冷やすために必要な電源を確保する対策、原子炉・使用済み燃料プールを冷やす対策、緊急時に必要となる資機材・設備の点検及び緊急時の対応手順の確認、訓練等、原子炉が重大な損傷を受けた場合の対策等の対策を行っている。

しかし、新規制基準による津波評価や海拔15mの防波壁を超える津波が生じる可能性は、否定できない。また、福島第一原発の原子炉内部の状況が未だ解明できない状態であることからすれば、地震による被害が十分解明されたと言えず、上記被告中国電力の対策により、放射性物質の拡散、汚染水の発生を防止できるとは言い切れない。

さらに、被告中国電力が安全と考える基準、目標とする基準を超

える自然災害及びテロ等による災害が生じる可能性が否定できない。

(ウ) 日本海へ汚染水流出した場合の被害が著しいこと

そして、一度、災害が生じた場合、以下4記載のとおり、汚染水による海洋被害は、広く日本海に拡散し、自然環境を破壊し、また、豊かな漁場を破壊する。

(2) 第一次産業（水産・漁業）への影響

ア 三陸海岸が世界三大漁場でなくなる日

福島第一原発事故が起こった2011年の日本の漁業の生産量は477万tであった。前年、2010年の状況をみると、531万t(世界第5位の生産量)となっているので、実に54万tの差である。周知のとおり、東北を中心に生産量が大きく落ち込んだ結果である。

原発事故発生後の2011年5月16日に全国漁業協同組合連合が出した「福島第一原子力発電所事故に伴う水産業への被害状況について」によると、福島県では操業が全面停止に追い込まれ、漁業収入の道を絶たれている。

茨城県では4月5日に茨城沖で捕獲したコウナゴから暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから操業を自粛した。また、コウナゴ以外の魚介類についても市場への水揚げ拒否の影響で自粛に追い込まれ収入が大幅に減った。

千葉県では、キンメダイの価格が震災前の半額になった。イワシは価格が付かず、休業に追い込まれている。

東京都では、海苔からヨウ素131を検出している。神奈川県では、ナマコの輸出停止となるなど、他にも石川県、三重県、兵庫県、愛媛県、宮崎県でも被害報告があがっている。

これらの被害を与えている主な要因は、2011年3月12日から始まったベント・建屋爆発によって放出された放射性物質が海に沈降したものであるが、さらに、同年4月初旬と5月初旬に発生した、高濃度汚染水の海洋流出や低濃度汚染水の海洋放出が被害に追い打ちをかけている。これを受けて、全国漁業協同組合連合は「東京電力と国が行った行為は、海を生業とする我々漁業者の生存を無視するものであり、何の配慮もないこのような行動は許しがたいことである」と、直ちに汚染水を止めるように強く要請をしている。

イ 破壊される漁場から消えゆく漁業

「太平洋は凧いでいた。だが、海の男たちは陸にたたずんでいた。

津波で骨組みだけになった港の建屋で、港で集めたがれきで暖を取っていた。」これは、震災から1年を迎えたいわき市の港の情景である。1年も経ってこの有様である。何故か。海へと放出された放射能汚染がこのような港の情景を創りだしていたのだ。矢吹正一組合長の言葉がそのことを裏付けている。

以下は、2012年3月7日付の福島民報に掲載された記事である。以下、転載する。

「福島第1原発事故で海に流出した放射性セシウムは、2京ベクレル（京は兆の1万倍）とも3京ベクレルともされる天文学的な量。かつて『常磐（じょうばん）もの』として東京築地で高値が付いたヒラメやカレイからは今も、食品の暫定基準値（1キロ当たり500ベクレル）を超えるセシウムが検出されている。

沿岸漁業は壊滅した。福島県漁連によると、年間90億円の水揚げが吹き飛び、900人が漁場を失った。漁を見合わせているのは福島県沿岸全域に及ぶ。福井県の嶺南で事故が起きたとすると、嶺北や京都府沿岸の漁師の『仕事場』がなくなるようなものだ。

『津波と地震だけだったら、とっくに漁に出ているよ』といわき市漁協の矢吹正一（まさかず）組合長（75）。市内のホテルや歓楽街、建設業者は復興バブルに沸いている。しかし、漁師の今の仕事は国から委託された港のがれき撤去と海面の巡視。4月からは海底のがれき撤去も仕事になるが、漁網を使って行う“がれき漁”は屈辱以外の何物でもない。

春以降、陸地では除染が本格化する。しかし漁場にはマイナス。『除染で使った水は最後は海に流れるんだ』。食品基準値も鮮魚は4月から1キロ当たり100ベクレル以下と厳しくなる。いつになれば魚を市場に出せるのか。」

ウ 失われてしまった水産都市

「水産業は裾野の広い産業であり、地方都市を形作るほどです。船一隻といえども、現代では数十トンでも数億円かかります。魚群探知機、レーダー、無線、自動操舵などの各種電子装置、そしてエンジン、油圧漁具など多種多様にわたるためです。漁船員の生活用具から食糧、船の燃油、氷、餌などをみれば、一隻の船に60近くの業者が係り、多くの資金が動きます。これに引き続いて、流通業者、加工業者そして冷蔵庫業者等が関係して、都市を形作っています。特に東北地方は、

現地の船だけではなく日本中の漁船の水揚げ地域であり、そして給油基地でもあります。また一方では、世界の魚、特に北洋の魚たちの加工・貯蔵基地でもあります。

高度成長時代から水産庁予算の7～8割は全国の港、市場、冷蔵庫そして加工工場に投資され、民間資本も併せれば20兆円以上になるのではないのでしょうか。その3分の1を失ったと考えると、被害額が1兆円どころではないはずです。よって復旧はそう簡単にはいかないと思います。今後、国家予算でかなり無理して補助しても、現在の経済状況で、これまでのごとく民間資本の投資が行われるとは到底考えられません。高度成長期から延々と投資してきた60年間はそうたやすく埋まることはないでしょう。その上、全世界的に出来上がった日本の水産システムに同調するレベルまでに回復することはかなり難しいことと思われまます。よって、この地域の水産業の苦難の時代は長く続くとしか言いようがないように思われまます。」

日本科学技術会議で発言した山本浩一氏(21世紀の水産を考える会)は、福島第一原発事故による海洋汚染が与える影響を、長い年月をかけて育ててきた三陸地方における水産魚業が壊滅的な打撃を追った今、衰退を余儀なくされた水産システムの回復は皆無に近いとし、その被害は甚大だと分析している。

エ 海底の窪地に濃縮するセシウム137

昨年(2013年)8月8日付の中国新聞に次のような記事が掲載された。「東京大生産技術研究所は福島第一原発の沖合20キロ圏の海域と、宮城県の阿武隈川河口や仙台湾など総距離約400キロに及ぶ海域の海底汚染を、事故から1年半経った、2012年8月から1年間にわたり調査をした。その結果、事故で放出されたとみられるセシウム137が海流に運ばれ集積し、周辺の2～10倍に濃縮して、海底の土に吸着した窪地(数十m～数百m)を40カ所ほど発見した。又、原発から3キロ圏内では地形に関係なく、高濃度汚染が観測された地点は約10カ所あり、阿武隈川河口から東へ2キロ沖合では2カ所見つかっている。河口付近では河川がセシウムを含んだ土を運び堆積したとみられる。」

オ 低濃度汚染水の海洋投棄と漁民のジレンマ

原発敷地内にあるタンクは、「今年2月末時点の数はなんと1095基。保管されている高濃度汚染水は37万8千トンに上り、総容量の9割に達している」(共同通信 2014年3月10日13時38分記事

<http://www.47news.jp/47topics/e/251125.php>) (下線は、原告らが記載したものである。)そして、それらは毎日 400 t 増え続け、タンクを増設するだけでは対応できなくなっている。これらの汚染水は汚染水処理設備「多核種除去設備 (ALPS)」でトリチウム以外の 62 種類の放射性物質を除去し、数百ベクレル程度までに浄化したものを海洋放出することになっている。

一方、昨年(2013年)9月には、福島第一原発の地上タンクから高濃度の汚染水 300 t が漏洩した問題が起こった。大半が地中に染み込んだとしていた場所付近の地下水から、ストロンチウムなどベータ線を出す放射性物質が 1 l 当たり 650 ベクレルの濃度で検出された。この井戸は汚染水漏れタンクと原子炉建屋の間に掘られたもので、地下水が原子炉建屋に入り込み汚染される前に汲み上げて、海に放出する「地下水バイパス」用のものだった(2013年9月13日付け中国新聞)。

汚染水対策として、原子炉建屋に入る前の地下水を汲み上げて海に放出する「地下水バイパス」計画に、続発する汚染水海洋流出に悩まされてきた県内漁協も、汚染水問題の早期解決を願って、しぶしぶ合意をしている。漁協の組合長はその席で「東電と国が排水をモニタリングして、風評被害対策に取り組んでほしい」と注文をつけて苦しい胸の内を吐露している。

福島県沖では原発事故を受けて本格的な漁は自粛しているが、魚種と海域を絞った試験操業が続いている。

カ 原発が環境に与える海洋汚染のもう一つの側面にある温排水問題

原発から出る温排水による漁業被害は以前から大きな問題であった。

福島第一原発事故から3年を迎える2014年2月、福岡のRKB毎日放送の今林隆史記者は、3年近く温排水が放出されていない原発前の海に潜った。福島第一原発の事故後、放射能の問題は広く認識されている。しかし、一方で、事故を起こしていない通常運転中の原発が周囲の環境に、生態系にどのような影響を与えているのか知る人は少ない。原発が長期間停止をしている今だからこそ、見えてくるものがあるのではないかと、12年ぶりに九州電力の玄海原発前の海に潜った。

番組では再稼働に揺れる川内原発周辺の海の様子や、10年間、定点観測を続けている若狭湾の様子も伝えている。

以下は2014年4月12日に、TBSテレビ「報道特集」で放送されたものである。

(ア) 温排水がなくなって3年経った海に変化が

ナレーション：東日本大震災後に順次停止した玄海原発。現在2年以上に亘って停止して温排水の放出が止まるという前例のない状況となっている。

今林記者「玄海原発横の海がどうなっているのか？これから潜って確かめてきます。」（佐賀・玄海町 2014年2月26日）「現在、水深は5メートル。海水の温度は13℃でしびれるような冷たさを感じます。辺りを見渡すと、活発に泳ぎ回っている魚の姿が殆んど見られません。原発が稼働しているときは、この正方形のコンクリートのブロックには全く海藻が生えていませんでしたが、今はびっしり海藻に覆われています。」

ナレーション：現在はいたるところにアラメやクロメなどのコンブの仲間の海藻が生えている。ところが原発が動いていた2006年2月末に浪口志郎さん（近くでダイビングショップ・唐津マリンスポーツクラブを経営する傍ら玄界灘の海に潜り続けて30年になる）が撮影した映像には海藻が殆んど映っていない。岩が剥き出しの状態では海藻は生えていなかった。2014年2月の映像と2006年2月の映像を同じ場所で比べてみると違いは明らかだ。海藻は水温が高くなり過ぎると生えなくなる。その上、海藻を食い荒らす南国の大型の魚も越冬できていた為、原発稼働中は海藻が生えていなかったと考えられる。

今林記者「海藻は以前はどうだったのですか？」

浪口さん「以前はこの地域にはやっぱりあんまり生えていませんでしたもんねえ。予想以上でした。で、ほかの玄界灘のねえ地域のよりもここの方が海藻がきれいなんですよねえ。ですから、新しい藻が着床して芽生えたというか、そういう印象を受けましたねえ。」

ナレーション：海の変化は泳ぎ回る魚の種類にもあらわれていた。今年2月末にいたのはカワハギなど玄界灘で良くみられる魚だった。

今林記者「12年前の2月にこの玄海原発の下に潜ったことがあります。そのときは、周りに比べて海水温が高く色鮮やかな魚

が多く見られました。そのときに比べて現在は海水が冷たく魚の姿も減っています。まったく、違った印象を受けます。」

ナレーション：この映像(2006年2月の海の映像)は原発が動いていた8年前の2月に撮影されたものだ。海を覆いつくすほど群れをなして泳いでいるのはキビナゴ。熱帯や亜熱帯の温かい海に生息する魚だ。色鮮やかなこの魚も温かい海を好むソラスズメダイ。当時、玄海原発前の海には真冬の玄界灘ではありえない、南国の生態系が出現していた。夏は暖流に乗って北上してくる南の魚は冬になると寒さに耐えきれず姿を消すのが普通だ。この自然のサイクルが、原発によって変わった。玄海原発から流れ出る温排水は、4基合わせて毎秒238トン。これが周辺を局所的に温暖化させていた。その結果、玄海原発前の海は冬でも南の魚が生き残り、釣り人やダイバーが集まる人気スポットとなっていたのだ。

(イ) 全滅したヒジキが海の岩場に戻ってきた

ナレーション：原発の再稼働をめぐって注目が集まる。鹿児島県薩摩川内市。市街地から外れた海岸沿いに川内原子力発電所が建っている。原子力規制委員会が安全審査を優先的に進めることを決め、再稼働第一号となる可能性が高いとみられている。その川内原発の南8キロに位置する羽島地区。数日ぶりに海が穏やかになったこの日も、多くの船が漁に出ず、港に泊まったままだった。

羽島の漁師A「ほとんど漁はない。魚が釣れない。」

今林隆史記者「釣れない？」

羽島の漁師A「はい。だから、殆んど船は出ないですよ。」

記者「ほう～」

羽島の漁師B「年々、少なくなっていますよ。まあ、海藻がないからね。一つは。海藻に左右されるから」

ナレーション：羽島漁協では沖に設置した定置網の水揚げが、20年で数分の1にまで落ち込み、漁が成り立たず、網は撤去された。川内原発の稼働後、水揚げが激減したと漁師が訴えている。79年の17トンから順調に伸びた水揚げ量は、82年、83年の70数トンをピークに徐々に下がり始め、96年からは数

トン単位までの落ち込みが続き、04年に定置網の廃止を決定している。84年の1号機運転開始、85年の2号機運転開始から明らかに水揚げの量が減っている。羽島漁協の平石良博組合長は、水揚げが減ったのは原発から出されるあるモノが原因ではないかと考えている。

平石さん「一番の問題は温排水ですわ。死んだお湯が出てくる訳だから。生きている水が死んだ湯になって出てくると一緒ですからね。」

ナレーション：川内原発ではタービンを回して運転する際に使った蒸気を海から引き込んだ海水で冷やしている。この暖められた海水は温排水として再び海に戻される。最大で周囲の水温より7度高い温排水を海に流すことが認められている。水揚げの減少に悩む羽島漁協などは、独自に水中の調査をおこなった。すると、川内原発の南側では北側に比べて、より多くの海藻が消えていたことがわかった。川内原発の放水口は南に向いていて潮の流れからも温排水がより南側に広がっていたためだと考えられている。原発の南側にある羽島地区ではかつてはヒジキなどが海岸を覆いつくすほど生えていた。しかし、数年前に全滅してしまったという。

平石さん「(羽島の海岸を眺めながら)いまぐらいだったらですね、もう藻がですね、ふさふさその辺にはもう浮いてくるような状態だったです。このぐらいの引き潮の時にはその辺は藻が沢山ありよったですよ。うん。それがもう全然です。」

ナレーション：福島第一原発の事故後、川内原発は2機とも停止した。それから2年半、温排水の大量放出は止まっている。羽島地区の海の岩場では今年ある変化が起きていた。岩場に生えていた海藻はヒジキ。まだ小さな固体だが一度は羽島の海岸から姿を消していたヒジキが新たに根付き始めている。

平石さん「ヒジキが生えていることは驚きです。私だけではなくて、見た感じでも地域の人たちが海岸に降りて行ったら『滑る』と。『滑る』ということは海苔が付いているから滑るとか転ぶとか。今まで聞いたことがない言葉ですよ。まあ、昔に返って行くのかなあという気がしないでもないですよ。」

(ウ) 美味しい魚が海藻と共に戻ってきた

ナレーション：福井県若狭湾。合わせて 14 基もの原発が集中する。原発停止前後に起きた海の劇的な変化を目撃した研究者がいる。京都大学舞鶴水産実験所の増田玲爾准教授は、高浜原発からおよそ 2 キロ離れた海で 10 年間調査を続けてきた。

増田准教授「原発が完全に止まって二日後には私、潜ったんですけど、なんと寒くて死んで海底に落ちている魚なんかもいくつか見かけました。」

ナレーション：若狭湾では原発が止まって海はどう変わったのか。先月(2014 年 3 月 12 日)、増田准教授に案内してもらった。

増田准教授「ここで 10 年以上継続して潜水していますが、この辺りにホンダワラ類の海藻が茂るようになったのは、原発の温排水が止まってからです。」

ナレーション：原発停止後に南方系の生き物が消えて、現在は海藻の一種のホンダワラが生い茂っていた。今、目立つのはサザエやムラサキウニなど冬の日本海では良く見られる生き物だ。

増田准教授「この辺り、原発の稼働中はガンガゼ(ウニの一種)が沢山いた所です。しかし、今はガンガゼは死に絶えて、ムラサキウニ、若狭湾に本来いる種類のムラサキウニが多くなっています。」

ナレーション：原発稼働中には南方系のウニの仲間ガンガゼが良く見られた。しかし、原発がすべて停止した 2 週間後には死んでいた。1 か月後には長いトゲしか残っていなかった。

増田准教授「ムラサキウニ、サザエ、いずれも原発の稼働中には殆んど見なかったですね。これが、最近、増えてきています。温排水が出ていない状態の方が食べて美味しいような海の生き物というのが多くなると考えられます。」

ナレーション：原発稼働中、この地点は温排水によって周辺の海と比べて水温がおおよそ 2℃高くなっていた。この 2℃が冬場、生き物の生死を分けていたのだ。

増田准教授「水の中では、陸上よりもはるかに熱が伝わりやすいということがあるんですね。ですから、水中の 2℃の違いというのは魚にとって非常に大きな違いになります。人間が陸上で 2℃ってというのは、どうしても調節できますが、魚に

とっての2℃ってというのはその調節が効かないエリアにな
ってしまいがちですね。」

ナレーション：増田准教授は火力発電所周辺の海でも調査をしている。火
力発電所からも温排水が出ているが、量が原発より少ない
ため海に変化は起きていなかった。

増田准教授「(火力発電所周辺は)特に他の場所と水温が違うという
こともないんですよ。それで、この辺りの冬の海らしい状
況です。火力のほうが効率よく熱エネルギーを使って電気
を取り出しているというふうに言われていますし、それか
ら、新しいタイプですから、効率が良いんでしょうね。」

ナレーション：原子力発電所で生み出される熱エネルギーのうち、発電に
使われるのはおよそ3割。それに対し、火力発電所では高
性能なもので熱効率は6割近くになる。つまり、同じ量の
電気を生み出すのに原発の方がより多くの熱を温排水とし
て海に流しているのだ。

増田准教授「(若狭湾は)美味しいものが沢山とれるところとしても
有名な場所だったんですね。そういうふうに、少なくとも
千年以上、築かれてきた文化がある場所、で、今はじゃあ
稼働した方がいいのかどうかというのは、この一年どうし
たらいいのか、この二年どうしたらいいのか、で、つい決
めてしまいがちだと思うんですけど、ここで、だから、千
年築かれてきた歴史を考えると、その先、千年も見通して
判断した方が良くないかと思はいます。」

(エ) 温排水は複合的な汚染物質を含む「廃水」だった

ナレーション：原発が漁業に与える影響について40年間研究している、東
京海洋大学の水口憲哉名誉教授。原発は海の生き物に大き
な影響を与えると話す。

水口教授「海藻っていうのはそこに常に定着して一生を繰り返して
いる訳ですから、そこに常に変な水が洗っているところで、
常にそこで色んな影響を受けている訳で、どうしても海藻
の場合は魚よりもはっきり影響が見えやすいですね。」

ナレーション：水口名誉教授は温排水について、海を暖めることよりも大
量の水を取り込んで排出することが、より問題だと考えて
いる。海に豊かさをもたらす小さな生き物たちが吸い込ま

れ、失われてしまうというのだ。

水口教授「えー、連行といって、冷却水として取り込まれる海水の中に色んな小さな浮遊生活を送る幼生、まあ、貝や海藻も含めて、それから魚の稚魚も含めて、小さな子供と一緒に吸い込まれていくというのが、一番大きいですね。」

ナレーション：温排水は複合的な汚染物質を含む「廃水」と呼ぶべきものだと指摘する。

水口教授「冷却系のパイプに色んな海の生物、フジツボとかカキが付かないようにする塩素系の薬物を入れたり、それから、冷却系のパイプの金属が溶けた金属イオンとか金気、そういうものも入っている。漁師の人たちは、なんか変な悪い水が出てくるということで「悪水」という言い方をしますね。」

(下線は、原告らが記したものである。)

キ 周囲より7℃も高い温排水

原子力発電所または火力発電所では、高温の水蒸気によりタービンを回して発電を行っている。使用後の水蒸気は、復水器に送られ冷却され水に戻り、再び原子炉(蒸気発生器)またはボイラー(火力発電)で使用される。日本の発電所は、海岸の近くに立地されていることから、復水器は海水冷却方式であり、復水器で蒸気の冷却に使用された海水は、温排水としてそのまま海に放流される。

原子力発電の熱効率は33%~35%程度であり、電気に変換されなかったエネルギーの殆んどが温排水として排出される。火力発電の場合は、タービンに送られる蒸気温度が原子力発電より高いので、最新鋭の発電所では熱効率が42%にも達する(ガスタービンを利用する複合サイクルシステムでは50%近くになる)。また、廃熱の一部はボイラーから直接大気に放出されるので、原子力発電に比べて温排水の量は少ない。

原子力発電の場合は、タービンの効率を高めるため、復水器に送られる蒸気は真空に近い低圧となっており、その温度は30℃~40℃である。この蒸気を水に戻すための海水は、20℃で取水したものが7℃程度昇温して排出される。しかし、その量は多く、発電容量100万kWに対し沸騰水型原発(BWR)では毎秒70立方メートル(70トン)にもなる。

ク 漁業を破壊した島根原発1・2号機の稼働

「島根原発からの温廃水がその漁場に出される御津漁協では、磯のイワノリ採取から沖の大敷網漁業まで、いろいろな形での原発による漁業被害を受けている。なかでも“かなぎ”漁における“うるみ”現象の悪影響については、漁協の中に調査委員会をつくり、漁民の手によって島根原発1号機の稼働後まもなく、その実態が明らかにされた。

“かなぎ”漁は、水深5~10メートルくらいの海底にいるアワビ、サザエ、ウニ、海藻などを船上より口にくわえた箱眼鏡で覗いて見つけ、かぎ付きの竿を使って獲る。この漁場に温廃水が出されると、冷たい水の上に温かい水が流れ、その境目では密度の違い、そして屈折率の違いが生じ、モヤモヤウロウロした陸上のかげろうのような層が生じる。漁民はこれを“うるみ”と名付けた。海底にすむアワビなどを見て獲る漁において、その間にモヤモヤウロウロした層があり、透視度が悪くなることは決定的な害をもたらす。この“うるみ”現象の出現は排水口に近ければ近いほどはなはだしく、そこでは操業不可能となる。御津漁協は、この“うるみ”が原発温廃水によるものであり、この被害が御津の“かなぎ”漁場の3分の1以上に及ぶことを毎日の漁獲活動の中で行った調査により明らかにし、中国電力に運転停止を迫った。

100年以上もこういったやり方で、御津の漁民がアワビやサザエを漁獲し続けて来た、続けられたという時、そして、近代化の中では古いと言われるやり方で十分対抗し得るのであれば、ここに一つの新たな考え方をくりだす可能性が見られる。資源としてのアワビ、サザエの存在の仕方にも、それを利用する御津漁民の生活の在り方にも、共存を可能にする個々の生き方と両者のかかわり方があるのかもしれない。

そして、さらにはそれらを支えるものとしての、海の環境が変わらず存在し続けてきたことがいえる。」（「海と魚と原子力発電所」農文協・水口憲哉）

水口教授は、原発の建設が漁村共同体の強い信頼関係を脅かし、伝統漁業を否定し、海の環境そのものを変え、豊かでない死の海に変えたと指弾している。

ケ 島根原発

島根原発は、唯一県庁所在地がある町に位置し、人口密集地が極め

て近い。

沸騰水型軽水炉（BWR）3基

1号機 46.0万kw（1974年3月29日稼動）

～米原子力空母の出力は、これに相当する。

2号機 82.0万kw（1989年2月10日）

3号機 137.3万kwであり、電気出力 合計265.3万kw。

現時点に島根原発にある核分裂生成物（「死の灰」）の存在量：仮に1年間稼動した状態とすれば広島型原爆1300発分と使用済み燃料集合体に含まれる数年分の「死の灰」が貯蔵されている。

コ 島根原発で福島第一原発事故のような事故が起きたら

福島第一原発事故以降、日本の原子力規制行政は、「いかなる原発も苛酷事故を起こす可能性がある」という方向に劇的に方針転換した。その考え方にのっとり、原子力規制庁は、自治体が地域防災計画を策定する際の参考として、福島第一原発を除く16原発で「放射性物質の拡散シミュレーション」を行い、2012年12月、公表した。防災対策を重点的に充実すべき地域の目安として原子力施設から8～10kmであったものを、概ね30kmに変更するとの方針に基づき、事故がおきた時の放射能の拡散について、ひとつの目安を与えている。前提として、（1）福島第一原発1～3号機と同量の放射性物質が放出された場合、（2）すべての原子炉で炉心溶融が起きた場合の2つ試算がある。島根原発において規制委員会が想定した事態が発生した時、いかなる状態が出現し、山陰の海・川・湖はどうなるのか考える。

(ア) 海へ影響をもたらす4つのプロセス

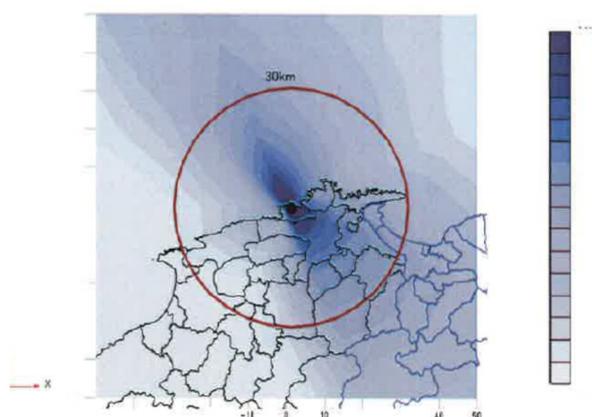
福島事故からの類推を参考にすると、海へ影響をもたらすプロセスには以下が考えられる。

- a) 大気に放出されたのち、海に降下
- b) 原発付近から海への直接的な漏出
- c) 陸への降下物の河川、地下水による海への輸送
- d) 海底に堆積した汚染物質が二次汚染源となる

a) 大気に放出されたのち海に降下

大気経由—原子力規制委員会の拡散シミュレーションを参考に考える。2011年1年分の気象データを使用し、各原発で16方位の風向につき放射性物質が扇形、ないし舌状に広がることを想定（図）。原発からの距離に対応した平均的な被曝の実効線量に關す

るグラフを使用し，国際原子力機関（IAEA）が定める避難の判断基準（事故後1週間の内部・外部被ばくの積算線量が計100ミリシーベルト）に達する最も遠い地点を求め，地図に表している。島根原発では，頻度が高い方向は2つある。これは海陸風系に対応していると考えられる。まず北北西（NNW）24%，北（N）13%，北西（NW）8%，この3つで45%。これらは海へ降下する。



図；島根原発に関する「拡散シュミレーション試算結果」（原子力規制庁（2012）より）

次いで東南東（ESE）14%，南東（SE）12%，南南東（SSE）12%。この3つで38%になる。この風向は松江市街地など人口が多い地域に向かう風で，宍道湖や中海も含まれる。これが4割弱ある。年間平均の風の分布から見れば，ほぼ半分が日本海に降下し，その場の海流により拡散していく。残り半分は，南東方向を中心に陸側に拡散し，風向きに応じ帯状に降下する。中国山地に降下した物質は，河川や湖沼・ダムを汚染し，一部は海に流出する。

もう一つは偏西風の影響で東に向けて移動する。東に100kmの鳥取，東南東200kmの神戸と輸送されていくであろう。一部は，東日本や，ひいてはグローバルな大気大循環に乗り広範囲に拡散するものもある。

b) 原発付近から海への直接的な漏出

原発から海へ直接的に漏出—原発サイトからは，熔融燃料に直

接触れた高濃度の汚染水が流出する。特に平地の少ない島根原発では、汚染水を一時貯蔵するタンク群を建設する土地の確保もできず、福島第一原発以上に多くの汚染水が海に流出する事態になりかねない。

現実の事故では、a)、b)が同時に重なったものとして現出することになる。

c) 河川、湖沼の底質汚染と河川・地下水による海への輸送

事故時の気象条件に対応して、山間部などに沿って高濃度の汚染地帯ができる。一旦、落ち着いた分布も、雨に溶け、風により輸送されることで、その分布は変化する。その過程で、河川や湖沼を汚染しつつ、最終的には海に流入する。アユ、ヤマメ、イワナ、ウグイ、ワカサギ、ウナギなど内水面漁業の出荷停止や操業自粛は、島根県、鳥取県をはじめ中四国、関西、九州の広域に及ぶ可能性が大きい。

例えば中国山脈にそって東西に高濃度の地帯ができれば、雨に溶け、風に運ばれて、結果として日本海、瀬戸内海が汚染される。水源地が汚染されれば、市民の飲み水が危機に瀕する。これらは、ひとえに事故発生時の気象条件に左右される。

d) 海底に堆積した汚染物質が二次汚染源となる

日本海を南から北へ流れる対馬暖流によりかなり早く日本海各地の沿岸に運ばれた放射能の一部は、途中海底に堆積していく。沈降流が卓越する潮境域では、集中して堆積が促進される場合もありうる。海底土に堆積した放射能は、水温上昇などに伴い、海底泥から海水へと再溶出し、じわじわと海水中に浸透していく可能性が高く、二次汚染源となる。

(イ) 海洋への影響

a) 海水

放射能は、海に入ったあとは、海水に溶けたり、また微粒子に付着して、流れに伴って海水中を移動、拡散していく。島根沖は対馬暖流の影響が強く東向きの流れが支配的。約1ノット(毎時1854m)の流れに乗ると、44km/日、1カ月で1300kmも移動する。対馬暖流に沿って、あまり水平方向には拡散しないまま、鳥取、福井、新潟、山形、秋田、青森の沿岸域にまで影響を及ぼす可能性が高い。また、いくつかの渦のような構造も見られ、この

渦にトラップされたものは、ここで停滞するものも出てくる。日本海の相当広い範囲を汚染することは必至である。これは、ロシア、韓国、北朝鮮への越境汚染という大きな国際問題になりうる。

b) 海底土

生態系構造の基本をなす低次生態系の長期汚染になるため、生態系全体が、いつまでも汚染を引きずる結果をもたらす。海底を生息の場とし、海底付近の小動物を捕食する魚類にとっては、きわめて深刻な事態が想定される。

c) 海洋生物（水産）、海洋生態系への影響

海では、それぞれの空間を単位に、無機的自然と生物群集とで構成する生態系が保持されている。放射能の影響は食物連鎖構造のあらゆる階層に同時的に入り込み、縫い目のない織物（シームレス）としての自然に浸透していく。

島根原発から放射能が流出したとすると、日本海の全ての魚種に汚染は浸透していく。イカナゴやシラス（カタクチイワシ）など表層性の魚類が汚染される。次いで、スズキ、クロダイ、タチウオなどの中層性魚は高濃度に汚染したものが、広域的に出現するであろう。さらに福島であったように、3カ月以上がたつにつれ、アイナメ、ヒラメ、メバルといった底層性魚も、長期にわたる汚染を覚悟せねばならない。放射性物質が、対馬暖流により本州の日本海沿岸の全域に運ばれることで、各地のカニ漁、マグロ、ハタハタ漁などにも甚大な影響が懸念される。

福島第一原発港湾内でアイナメやシロメバルの1kg当り10万ベクレルを超える超高濃度汚染魚が相次いで出現したメカニズム、その生態系への影響を考察することは重要な意味を持つ。これは、メルトダウンし、原子炉や格納容器内に分散した熔融燃料の存在状態が、いまだつかめないまま、冷却作業を継続せねばならない構図の中で、2013年夏に表面化した福島第一原発から汚染水が漏えいし続けているという問題に起因する。高濃度に汚染した水が流れ続け、港湾の閉鎖性と相まっての食物連鎖に伴う濃縮過程が関与していると考えざるを得ない。

(ウ) 川・湖への影響

拡散予測の約40%は、南東方向に向かう帯状のプルームとして松江市を中心に分布する。30km圏内であるから、福島から類推すれ

ば強制避難区域に入る可能性が高い。

宍道湖や中海は、湖の汚染と言うより、そもそも人が立ち入れない場所になる。宍道湖と中海は汽水湖で、浅い。海水交換が極めて悪い地形的特性を持つ。大気から降下した放射能は、湖に停滞し、すぐに湖底まで到達し、プランクトンを始め、生態系の全体が汚染される。ヤマトシジミはじめ湖の漁業生物は大打撃を受ける。中海は、日本海からの海水が下層から浸入し、スズキ、ヒラメ、カレイなども生息しているようであるが、これらは、特に高濃度の汚染の長期化が懸念される。

陸に降下する放射能の分布に対応して、河川やダム、湖の汚染度は決まっていく。福島から推測すれば、中四国、関西、九州の各県で、基準値を超える淡水魚（アユ、ヤマメなど）が出て、その限りにおいて、長期にわたる出荷停止は避けられない。

(エ) 事故が発生すれば手がつけられない

大気からの降下と、原発からの直接的な流出に伴い、海に入った放射能は、対馬暖流によって、かなり早く日本海沿岸沖に輸送される。対馬暖流の一方向の流れに依存するので、福島と比べても移動速度や移動距離は5倍以上になるのではないかと考えられる。海水の汚染が深刻であれば、放射性セシウムが1 kg当り基準値 100 ベクレルを超える水産生物が、あらゆる種にわたって出続ける可能性が高い。それは、即ち、現在の福島県沖がそうであるように、多くの種で操業自粛や出荷停止が続き、基本的に漁業ができない事態が継続することを意味する。さらに福島第一事故から推測すると、スズキ、クロダイ、ヒラメなどを中心に日本海の広い範囲で出荷停止が継続する。

セシウム、ストロンチウムの半減期は約 30 年。30 年で半分、60 年たっても4分の1が残る。海水は、常に南方から供給され交換するが、海底土に堆積したものは長期的な汚染源となる。少なくとも60 年は漁業操業に影響をもたらす。農漁業の一世代はせいぜい 30～40 年であるから、沿岸漁業の技術、人材、歴史、伝統は消失してしまう。これは、大げさでなく日本海における水産業の壊滅を意味する。

以上のとおり、島根原発で福島第一原発事故並みの事故が起きたとき、放射能汚染は、多様で、広大で、自然に深くしみ込み、海、

川，湖が深刻な打撃を受ける。

たった一つの原子炉の事故で放射能汚染が幾重もの生活権，人権侵害を起し，社会全体を混迷させることは，福島第一事故からも容易に想像できる。そうした中で，事故が起きたときのことを前提にして，従来 10 km程度であったものを 30 kmに広げて防災計画を立てたとしても，そこにどれほどの意味があるのか。

第1に，原子力規制委員会が，「強制立ち退きを強いる」避難地域策定の参考資料を提供し，地方自治体に計画を策定させるというシステムの不当性が挙げられる。地域防災計画を策定し，避難計画を作ること自体が，避難を強いられる人々の生存権と人権を軽視。避難計画の策定は，そこで生きている人々の生活権を否定することである。

第2に，原発の大事故による被害をあまりにも過小評価していることである。海の汚染だけでも，広大な領域で，海の環境，生態系をくまなく汚染。島根で大事故があれば，地域防災計画の30 km圏などとは関係なく，日本海の漁業は，より広範囲で壊滅的な被害を受け，山陰文化圏の死を意味する。

大飯原発訴訟判決で述べられたように，福島第一原発事故については，「原子力委員会委員長が福島第一原発から 250 km圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討した」。日本海への影響は，その比ではない。

これは，憲法 11 条（基本的人権），第 13 条（人格権・環境権），第 25 条（健康で文化的な生活を営む権利）の侵害を前提にした政策。防災計画とか避難計画など策定しようがない。ひとたび事故になれば人知を超えた手に負えないもの。事故は起きてはならない。そのためには，原発依存を止めるしかない。

（湯浅一郎講演学習会資料「島根原発で福島のような事故が起きたら」より転載，参考文献＝湯浅一郎著「海の放射能汚染」「海・川・湖の放射能汚染」緑風出版）

サ 30 km圏内に位置する「特定第3種漁港」の境港

水産庁が定める「特定第3種漁港」とは，全国に 3,000 近くある漁港のうち，振興上特に重要な漁港として認められた次の 11 漁港をいう。北から，八戸漁港（青森県），気仙沼漁港・石巻漁港・塩釜漁港（以上，宮城県），銚子漁港（千葉県），三崎漁港（神奈川県），焼津漁港（静岡県），

境漁港(鳥取県), 浜田漁港(島根県), 下関漁港(山口県), 枕崎漁港(鹿児島県)である。世界三大漁場の一つ, 三陸漁場から3つと日本海漁場からは3つが選ばれている。これらの豊かな漁場を持つ13漁港だけで, 全体の水揚げ量の3割を占め, とりわけ遠洋漁業に限って言えば, 全体の実に9割を占める遠洋漁業の基地港となっている。

因みに, 「島根県の真イワシ漁は90%が巻き網漁業によるもので, 漁獲量のほとんどを境港に水揚げしている。1990年頃は1日当たり最大数千トンレベルで漁獲されており, まき網漁業の主要な漁獲物となっていました。1995年を境に漁獲量が激減し, 2010年までは年間でも数十から数千トン程度となっていました。しかし, 翌年は2万5千トン, 翌々年も1万6千トンと復調の兆しを見せ, 2013年は1997年以降で最高となる3万5千トンとなりました。境港では春と秋の漁獲量が多く, 時には1日1隻当たり最大200トン以上も漁獲され, 大漁旗も立つほどの盛況ぶりだったようです。(島根県水産技術センタートビウオ通信号外2014年5月26日発行・とびっくす No.71より)」

(ア) 日本海側の水産拠点

島根原発から直線距離で25km地点に位置する境港は, 中国地方を代表する漁港である。古くから, 沖合漁業や沿岸漁業が盛んで, ベニズワイガニやスルメイカを始め, サバ, アジ, イワシなど後述するさまざまな種類の魚が漁獲されている。境港の特徴は, こうした魚の多くを, 食品に加工して出荷していることにもある。港のすぐ隣には, 魚を加工する工場が数多く集まっていて, 魚は, 港から5分程で工場に運ばれて, 新鮮なうちに冷凍食品や練り製品, 缶詰などに加工される。こうした, 魚やカニの食品加工業は, この地域の大きな産業のひとつになっている。

境港市水産課の境港漁港の歴史を見ると, 1984年には水揚げが全国4位の40万tを突破して, 日本海側随一の水産基地となり, このときに境港水産物直売センター(仲卸店舗)を設置している。翌年には, 全国の紅ズワイガニ総漁獲量の8割が境港で水揚げされている。続く1992年には総水揚げ量全国一を記録。2005年にもクロマグロの水揚げが過去最高(46,114本, 2,985t)を記録している。

2013年3月に鳥取県境港水産事務所が策定した「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」によると, 境港市の就業人口16,709人のうち第一次産業従事者が700人, うち水産業310人, 農業383人と

なっている。水産業と農業の生産金額を比較すると、2006年において水産物水揚額191億8百万円、農業産出額10億6千万円であり、水産業の比率が圧倒的に高い。また、2010年の工業統計調査によると、境港市の事業所総数は84社、従業員数は3,059人で、そのうち水産製造関係の事業所数は37社、従業員数は1,366人と、従業者全体の約45%が水産製造関係の事業所に従事している。

(イ) 境港の両輪、水揚げと加工

境漁港における水産物取扱量は、マイワシ資源の増加により1986年から1994年まで9年連続で50万t以上を記録し、1992年から1996年までの5年間は全国1位であったが、その後、急激に減少し、長期的な資源変動の低迷期に入った。現在、境漁港を基地とする漁業は、まき網漁業、ベニズワイガニにかご漁業、沖合底びき網漁業、いか釣り漁業等の沖合漁業を中心として、2012年の水産物取扱量は重量114,258t（全国6位）金額162億6千2百万円（全国11位）となっている。

境港の水産加工業は、冷凍食品、冷凍水産物等2～3種類の品目を組み合わせた複合型加工の生産体制が中心で、冷凍水産物やベニズワイガニ、アジ、サバ等を使った冷凍食品が加工製品の主体となっているが、昔ながらの素干、煮干を専業としている企業もある。

2010年の水産製造関係工業出荷額をみると、海藻加工品、練り製品、塩干・塩蔵品、冷凍水産物、冷凍水産食品、その他の水産食料品の総出荷額は294億4千2百4万円となっていて「関西の台所」の役割を果たしてきたことを窺わせる（2010年工業統計調査より・従業者4人以上の事業所対象）。

(ウ) 豊富な水産資源の宝庫・・・日本海

境港市境港漁業調整事務所資源課(水産庁)の境港に水揚げされる魚の種類をみてみると、沖合底びき網漁船の漁獲物は、ズワイガニの雄(松葉ガニ)、ムシガレイ(ミズガレイ)、アンコウアカムツ(ノドグロ)、ミズダコホッコクアカエビ(甘エビ)、ホタルイカなどの31種類。まき網漁船の漁獲物は、マイワシ、マアジ、マサバ、ブリ、クロマグロなどの7種類。いか釣り漁船の漁獲物は、スルメイカ(シマメイカ)、ケンサキイカ(白イカ)、ヤリイカ(テナシイカ)の3種類。日本海ベニズワイガニ漁船の漁獲物は、ベニズワイガニなど2種類。沿岸漁業(小底、刺し網、一本釣り、定置網等)の漁獲物

は、オニオコゼ、アカエイ、コウイカ、クルマエビ、メバル、スズキ、マダイ、ヒラメ、イシガレイ、トラフグ、ガザミ（ワタリガニ）、イワガキ、マナマコ（赤ナマコ）、カワハギ、コノシロ、サワラ（サゴシ）、サヨリ、ホソトビウオ（丸アゴ）などの実に 69 種類。と実に多種多様な日本海の恵みの幸の恩恵を受けている。

（エ） 偏西風が放射能を運んでくる

以上、みてきたように、島根原発でひとたび重大事故が起きれば、海に放出される放射能の影響で、山陰の基幹産業の一つである水産業は壊滅的な打撃を受け、その被害は甚大なものとなることが容易にみてとれる。

島根原発から直線距離で、おおよそ 25 km 地点に位置する日本海側漁業の一大拠点形成してきた境港は、東南東の風や偏西風の影響を受けると、直撃は避けられないという。強制避難区域にあたる多くの水産加工業は長い期間を操業停止に追い込まれ、その影響は遠く関西や関東の市場にも及ぶと考えられる。

一方で、日本海に降下、又は流出した放射能は流れの速い対馬暖流に乗り、広域に亘る沿岸沖合に沈降や希釈、拡散をしながら、北海道沿岸はもとよりオホーツク海にまで到達すると考えられている。島根県から鳥取県、兵庫県、京都府あたりの山陰海岸一円で捕獲される松葉ガニ、福井県の越前ガニ、秋田県のハタハタ、北海道やオホーツクの毛ガニやタラバガニも食べられない日が来るかも知れない。これらの資源を目玉にしている観光業界が大打撃を被ることは言うまでもない。また、これらの観光を生業にしている街の商店、住民にも大きな影響を与えるだろうことは、今更、言うまでもないことである。

（オ） 安全の方策はただ一つ、廃炉のみ

私たちは福島第一原発事故の被害者がどのような境遇に置かれてきたのかを、3 年余りの月日の中で折に触れ見てきた。「放射能被害さえなければ・・・」という被災者からの嘆きを何度も聞かされてきた。原発事故の悲惨さを日々、思い知らされている 3 年余りである。起こしてはならない事故を起こした責任は重い。

しかるに、コアキャッチャーや二重構造の原子炉格納容器など、欧州の安全対策に比べても貧弱極まりない日本の「世界最高基準」にはしゃぐ姿には、責任の重さのかけらも見受けられない。

こうした、責任を軽んじる者達が取べき行動はただ一つ、原子力からの撤退でしかない。これが最善の方策である。

4 原発事故の第二次産業への影響

第二次産業とは、第一次産業が採取・生産した原材料を加工して富を作り出す産業であり、製造業、建設業、工業などが含まれる。その産業形態から、第一次産業の影響を直接受けることになる。

福島第一原発事故により、製造や建設、工業の原材料となる農作物、水産物、材木等の産地が立ち入り制限区域に指定され、当該区域から原材料を調達することができなくなる。また、立ち入り制限区域内を産地とするものに限らず、福島第一原発事故により汚染された原材料そのものを加工することはできなくなる。さらに、原材料そのものが汚染されていなくても、風評被害により、加工物の流通が阻まれるのである。

実際、東京電力は、中間指針等に基づく賠償金として、2013年5月31日までに、農林水産関係において農林水産物・食品の製造物を含む政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害及び農産物加工・食品製造業に対する風評被害に係る損害について、4170億円を支払っている（農林水産省調べ）。少なくとも、当該金額相当の被害が発生している。

また、2014年5月23日時点においても、韓国、中国など5か国は、日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止措置をとっており（JETRO調べ）、被害は発生し続けている。

平成24年度工業統計調査結果によると、島根・鳥取両県の製造品出荷額は、それぞれ978,819百万円、688,654百万円である。島根原発3号機の原発事故が起きれば、出荷制限や輸出制限、風評被害などによって、第二次産業についても被害を被ることになる。また、都道府県別データによると、島根・鳥取両県の第二次産業に従事する15歳以上就業者割合は、それぞれ24.0%、23.1%であり（2010年10月1日時点）、両県民に与える影響も大きい。

5 原発事故の第三次産業への影響

第三次産業とは、第一次産業にも第二次産業にも分類されないものであり、流通、サービス、観光業などが含まれる。

福島第一原発事故の第三次産業への影響は、訴状240頁以下でも述べたが、島根原発3号機の場合も当てはまる。島根・鳥取両県には、豊かな自

然や歴史的文化財が豊富に存在し、観光業が盛んである。平成 25 年島根県観光動態調査結果によれば、島根県の観光客による観光消費額は 156,381 百万円であり、経済波及効果は 1,899 億円と推定されている。また、平成 25 年鳥取県観光客入込動態調査結果によれば、鳥取県の観光客による観光消費額は 82,871 百万円である。島根原発 3 号機の原因事故が起これば、放射性物質による汚染や風評被害により、観光資源としての価値を喪失し、これらの観光業が成り立たなくなる。

都道府県別データによると、島根・鳥取両県の第三次産業に従事する 15 歳以上就業者割合は、それぞれ、67.4%、67.0%であり、半数以上の両県民が第三次産業に従事しているため、両県民らの生活基盤も失われることとなる。

6 原因事故の人的被害

(1) 健康被害

ア 被曝と小児甲状腺がん

子どもの成長や発達を促す甲状腺ホルモンを作り出す甲状腺は、原因事故による「放射性ヨウ素」を取り込みやすいことから、子どもほど放射線の影響を受けやすい。

1984 年 4 月 26 日のチェルノブイリ原因事故後は、チェルノブイリ地方で、小児、とくに女兒に多くの甲状腺がんが見られたことが報告されている。

一般に、小児甲状腺がんの発生は 100 万人当たり 1～3 人とされているが、原因事故後 2～3 年から急な増加が見られた。そして、被曝時の年齢によってそのピークが異なり、0～10 歳までの乳幼児・小児は被曝 7 年後にピークが、10～19 歳の思春期では被曝 10 年後にピークが見られ、被曝時に 10～19 歳だった子どもたちについては、2011 年においても通常の発生率に戻っていないことが報告されている。

また、チェルノブイリ原因事故から約 20 年後の 2005 年時点での小児甲状腺がんの死亡率は、被曝時 14 歳以下の小児甲状腺がん 5,127 人のうち 9 人、被曝時 18 歳以下の 6,848 人のうち 15 人であると報告されている。そのため、甲状腺がんは、がんの中でも非常に治癒しやすい病気であるとの指摘もあるが、たとえ結果的に治癒したとしても、がん罹患することによる子どもたちの健康・生活への影響は計り知れない。

イ 福島現状

福島第一原発事故では、約半年後の2011年10月より、18歳以下の全福島県民を対象とした甲状腺がんのスクリーニング検査が行われた。その結果、2014年3月31日現在の集計データでは、約30万人の受診者のうち、90名が「悪性ないし悪性疑い」との報告がなされ、うち51人がすでに手術を受けている。

この検査による小児甲状腺がんの発生率は10万人当たり30名であって、一般的な100万人当たり1～3人に比べて明らかに多いことから、現時点においても、発生率の増加について、福島第一原発事故による被曝の影響を指摘する専門家もいる。実際に、甲状腺がんだと診断された子どもを抱える母親の証言など、福島の人々の苦悩は、2014年3月11日、テレビ朝日系のニュース番組である報道ステーションで大々的に報じられた。

また、前記のとおり、チェルノブイリ原発事故では、小児甲状腺がんの発生の急増が見られたのは原発事故後2～3年後、発生率のピークは0～10歳までの乳幼児・小児は被曝7年後、10～19歳の思春期では被曝10年後であることから、福島における小児甲状腺がんはこれから増えていくことも考えられる。

ウ 島根原発3号機の場合

前記のとおり、原発事故による被曝と小児甲状腺がんの増加は、チェルノブイリ原発事故の経験から実証されていることである。福島第一原発事故と小児甲状腺がん増加との関係については、今後の経過を見守る必要もあるが、島根原発3号機で事故が起きた場合に、周辺に住む子どもたちが重大な健康被害を受ける可能性があることは疑いない事実である。

(2) 関連死

ア 放射能による身体障害

訴状提出までの時期における放射能による身体障害については、訴状記載のとおりである。

その後の放射能による身体障害（例えば、子どもの被曝、住民の健康管理調査の問題、被曝労働等）については、後日、改めての書面を提出する予定である。

イ 精神的被害

(ア) 訴状では、健康に対する不安及び将来の生活に対する不安を挙げ、

これらの不安から、持病等を悪化させたり、うつや不眠に悩まされるなど健康を害したり、さらには病気による死亡、自殺者などが出てきていると述べた。

(イ) 復興庁において、2013年3月10日（震災から2年以内）までに把握できた震災関連死は、1都9県で3018人である。

その中には、自殺者も含まれ、例えば、2014年8月26日、福島地方裁判所第一民事部は、福島第一原発において発生した放射性物質の放出事故により避難を余儀なくされたこと等が原因となって、2011年7月1日に自死するに至った女性の相続人が東京電力株式会社に対し、損害賠償請求を求めた事案につき、4909万3629円を認めた判決を下した。

上記判決では、上記自死にするに至った女性は、「(福島第一原発)事故のため避難するまで約58年にわたり(福間県伊達郡川俣町)山木屋で生活し、同山木屋で3人の子供を産んで育て上げ、平成12年には自宅を新築し、そこで家族の共同生活をなしていた。」「(女性は)自宅において近隣の住民らを招いてカラオケ大会を開いたり、野菜を融通しあうなどしていた。」「(女性にとって)山木屋や自宅は、単に生まれ育った場や生活の場としての意味だけではなく、家族としての共同体を作り上げ、家族の基盤を作り」「(女性)自身ももっとも平穏に生活することができる場所であり、密接な地域社会とのつながりを形成する場所でもあった。」「本件事故により山木屋地区が計画的避難区域に設定されたことによって、山木屋や自宅で生活し続けることができなくなり、自宅での家族の共同生活、地域住民とのつながり等、生活の基盤とも言うべきもの全てを相当の期間にわたって失ったものと認められる。」とし、女性に強度のストレスを与えたことを認めている。

また、女性は、夫と一緒に稼働していた農場での仕事を失ったことにより、「自己の意思にも自己の責任にも基づかずに、全く予期せずに仕事を失ったという点で、ストレス強度評価における『退職を強要された』(強度Ⅲ)と同等かそれ以上の強いストレスを受けたことを認めた。

さらに、山木屋地区への帰還の見通しが持てないことによるストレス、すなわち、「山木屋地区が計画的避難区域に設定されるに際し、帰還時期については明言されなかった。セシウム137の半減期は約

30年に及び、山木屋地区の住民は、避難後にいつ帰還できるかの見通しは持てない状況にあったと認められる。このような状況で避難を強いられた者が抱くストレスは、ストレス強度評価にいう『天災や火災などにあった又は犯罪に巻き込まれた』（強度Ⅲ）ことによるストレスと同程度かそれ以上のストレス」を受けたものと認めている。

そして、住宅ローンの支払いが残っていることによるストレス、すなわち、「本件事故後、山木屋の自宅に係る住宅ローンの支払いを心配する発言を繰り返していた。本件事故により、・・・失職し、また計画的避難区域の設定が解除される見通しが持てなかったことに照らすと」「(女性が)住宅ローンの支払いについて見通しを持てなかったことは無理もない」とし、ストレス強度評価にいう「借金返済の遅れ、困難があった」（強度Ⅱ）ことによるストレスに近いものと認めている。

また、女性が「避難前に居住していた山木屋地区三道平は、12軒の家があるのみの極めて小規模の集落であり、最も近い隣家までも相当の距離があり、隣人の息づかいを全く意識せずに生活できる住環境であった。これに対し、避難先の福島市内のアパートは、隣人と壁一枚を隔てて接する集合住宅であり、このような住環境の激変は、」「(女性にとって)相当のストレスになったと認められる。」として、避難先の住環境の違いによるストレスを認めている。

その上で、上記判決は、「これらのストレス要因は、どれ一つをとっても一般人に対して強いストレスを生じさせると客観的に評価できるものである以上、日常生活において経験することも滅多にない希な出来事であるといえ、」「(女性自身も)本件事故前には全く予測していなかったものと推認される。予期せずに、そのような強いストレスを生む要因たり得る出来事に、短期間に次々と遭遇することを余儀なくされることは、健康状態に異常のない通常人にとっても過酷な経験となるであろうことは容易に推認できる。」と判断し、また、「本件事故に基づいて生じた一般的に強いストレスを生む要因たり得る出来事に、予期なく、かつ短期間に次々と遭遇することを余儀なくされたことが」「(女性に)耐え難い精神的負担を強いて」「(女性を)『本件うつ状態』に至らしめたものと認めるのが相当である」とする。

そして、「自死につながる準備状態は、まず、本件事故に基づいて生じた一般的に強いストレスを生む要因となる複数の出来事が」「(女性の) 周辺に次々と発生し」「これらの出来事に予期なく遭遇することを余儀なくされたこと、次に、このような極めて過酷な経験が」「(女性に) 耐え難い精神的負担を強いて」「(女性を) 『本件うつ状態』に至らしめたことによって形成されたものと認めるのが相当である。そして、自宅への一時帰宅が終わり、本件アパートでの生活の再開が迫っていたことが直接の契機となって」「(女性は) 自死したものと認められる。」と判断した。

そして、「その原因となったストレス要因自体が、(女性の) 自死に至る準備状態の形成に大きく寄与したと評価することができ」、そして、「うつ病と自死との間に強い関連性が認められることも考え併せれば、そのようにして形成された準備状態が、上記きっかけにより」「(女性を) 自死の実行に及ぼせたと認めるのが相当である」と判断した。

その上で、上記判決は、「被告は、原子力発電所が仮に事故を起こせば、核燃料物質等が広範囲に飛散し、当該地区の居住者が避難を余儀なくされる可能性があることを予見することが可能であった。そして、避難者が様々なストレスを受け、その中にはうつ病を初めとする精神障害を発病する者、さらには自死に至る者が出現するであろうことについても、予見することが可能であったというべきである。」として、「自死と本件事故との間には、相当因果関係がある」と判断した。

この判例の事案は、被害のごく一例であり、同様のストレスを受けた住民は数多く、福島第一原発事故は、多くの精神的被害をもたらした。

(ウ) さらに、震災から2年以上経った2013年3月11日から2014年3月11日までの1年間にも71名が亡くなった。

(エ) 今後も、避難の長期化や土地・水の汚染により生業を奪われる被害は継続しており、さらなる健康被害や精神的被害が生じ、人的被害が拡大していくおそれは否定できない。

ウ 原告らが被るおそれのある被害

島根原発3号機はその出力の大きさや人災・天災の規模によっては、上記福島第一原発事故による被害以上の被害のおそれがある。

また、福島第一原発事故と同様の事故が島根原発に生じた場合に想定している避難対象者は、福島の場合の数倍にあたり、被害者の数も数倍となるおそれが高い。

そして、福島と同様、島根も上記判例の女性のように、長年、自宅での家族との共同生活、小規模な地域住民とのつながり等の中で生活しているものも多く、多くの住民が多大な精神的被害を被ることが予想される。

したがって、このような多大かつ広範囲にわたる被害を生じさせるおそれがある原発を稼働させるべきではない。

7 除染問題

(1) 福島 of 状況

福島県及び周辺自治体では、福島第一原発事故から丸3年以上が経過した現在においても、同事故により環境中に放出された放射性物質を取り除くための除染作業が行われている。「帰宅困難区域」については除染作業開始時期の目処すら立っておらず、それ以外の対象地域についても、住宅から離れた森林等、除染対象地域から除かれている場所も多い。

(2) 除染対象地域

現在、福島第一原子力発電所周辺の除染作業は、「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」に分けて行われている。

「除染特別地域」に含まれる地域は、事故後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあるとされた「計画避難区域」及び福島第一原子力発電所から半径20km圏内の「警戒区域」であり、国が除染計画を策定し、除染事業を進める地域である。

「汚染状況重点調査地域」は、年間追加被曝線量が1ミリシーベルト（1時間あたり0.23マイクロシーベルトに相当）以上の地域を対象に、放射性物質汚染対処措置法に基づき指定されている地域であり、福島県の41市町村のほか、岩手県・宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県 of 63市町村が指定されている。これらの地域では、市町村が主体となって除染をすすめるが、国は予算と技術を提供することで責任を持つ。

除染の対象は、土壌・住宅・道路・田畑・森林などの広範囲にわたる。まずは、学校や公園など、子どもの生活圏を優先するなど、優先順位を定めて行われる。

住宅近くの森林については、生活圏から10mまでが除染対象となる。また、日常的に人が立ち入る「キャンプ場」、きのこ栽培の「ほだ場」についても、栽培の継続・再開が見込まれる場合には除染対象となる。一方、その他の森林については除染対象とはならず、放射性物質の流出・拡散防止技術の開発を行うとされている。

(3) 除染方法

除染は、対象物に合わせて、それぞれに応じた方法で行われる。

たとえば住宅の場合は、屋根の洗浄（布で拭き取るなど）、雨どいの堆積物を取り除いて水で流す、雨どい直下の土（約60cm×約60cm×深さ5cm）の除去、庭の表土及び庭の植え込みの下の土を約1cm程度削り、庭木や生垣は深く刈り込む、道路脇の側溝の堆積物を取り除き、高圧洗浄機等で洗い流すなどの方法が紹介されている。森林の場合は、落ち葉や落ちた枝の取り除きを行う。

国は、除染後に再び放射線量が上がることはないとしているが、モニタリングによる継続的な管理が必要としている。そして、落ち葉や水の流れ道などで汚染されたものが移動することによって再度蓄積し、除染直後の測定値よりも相当程度線量が上昇することで周囲よりも空間線量が高くなっているなど除染効果が維持されていない地点が新たに特定された場合や、取り残しがあった地点については、フォローアップの除染を行うとしている。

除染で取り除いた土などは、大型土のう袋に入れ、市町村あるいはコミュニティ単位で設置される「仮置場」にて流出防止や遮蔽などの管理が行われる。また、福島県内には、最終処分するまでの間にそれらを集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設設置が予定されている。平成26年3月時点で、中間貯蔵施設は、福島県大熊町及び双葉町が候補地として挙げられているが、福島県外に作るという最終処分場の候補地は決まっていない。

(4) 進捗状況

国が主体となって除染を進める「除染特別地域」のうち、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」については、各市町村の実施対象地域ごとに除染実施計画を策定し、2012年度から遅いところで2016年度までに除染を実施する計画となっているが、2013年度末現在で除染が終了したのは、川内村、楡葉町、大熊町のみである。南相馬市、浪江町、富岡町の一部についてはまだ発注もなされていない。

また、「除染特別地域」のうち「帰宅困難区域」については、「5年を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域」と定義されているが、2014年3月末現在において、除染実施計画が作成される目処すら立っておらず、その結果、双葉町については全域について除染実施計画すら作成されていない状況にある。

市町村が主体となって除染を進める「汚染状況重点調査地域」については、たとえば福島県における、2014年3月現在の除染進捗状況は、次の通りである。住宅について、計画数244,953戸に対して、発注数が177,932戸(72.6%)、除染実施数(100,945戸)と調査にて終了(13,691戸)を合わせた計画に対する進捗数は114,636戸(46.8%)、公共施設については、計画数6,463施設に対して発注数が6,173施設(95.5%)、除染実施数(5,103施設)と調査にて終了(116施設)を合わせた計画に対する進捗数は5,219施設(80.8%)、道路については、計画数4,725kmに対して発注数が3,470km(73.4%)、実施数が1,718km(36.4%)、農地(水田、畑地、樹園地、牧草地)については、計画数28,079haに対して発注数が22,270ha(79.3%)、実施数は20,167ha(71.8%)である。

(5) 費用

除染のための予算については、2014年3月末現在、2011(平成23)年度第3号補正予算において2,459億円、2012(平成24)年度当初予算において4,513億円、同年度東日本大震災復興特別会計特第1号補正予算において104億円、2013(平成25年)度当初予算において6,095億円、同年度第1補正予算において804億円、2014(平成26)年度当初予算において4,924億円が措置されている。上記金額を合計すれば、1兆8,899億円にも上る。

(6) 福島の現状のまとめ

以上から分かるとおり、福島第一原発事故に伴う除染作業には、1兆円を超える国家予算が投入されているにも関わらず、震災から丸3年以上が経過した現在においてもその作業は完了しておらず、「帰宅困難区域」については除染作業開始時期の目処すら立っていない。この間に、福島第一原発周辺の住民たちが、故郷や生活の本拠を奪われることによる被害は計り知れない。

また、福島県の場合、総面積13,782.76km²に対し、67.9%にもあたる9,361.28km²が森林であるにもかかわらず、住宅地から離れた森林につ

いては除染対象となっていないことからすると、福島第一原発事故に伴い地表に蓄積した放射性物質のうち、優に60%以上が区域内に残されたままとなる。野生の動植物への影響は計り知れず、林業従事者にとっては生活の糧を奪われるだけでなく、その他の住民も、里山での山菜やきのこ採りなどの収集活動や登山等の楽しみを奪われる。それどころか、山中の放射性物質は流水や風などの影響で移動・集積することが見込まれることからすると、住民の被爆の危険性は全く軽減されない。

最終処分場は、「福島以外に作る」という点しか決まっておらず、大量の汚染土が処理される目処も立っていない。

(7) 島根原発3号機の場合

ところで、福島第一原発1号機から3号機の出力合計は202.8万kwであるのに対し、島根原発3号機は137.3万kw、1、2号機を含めた島根原発全体の出力合計は265.3万kwであって、島根原発において福島第一原発同様の事故が起これば、福島第一原発事故で放出された量を超える量の放射性物質が排出される危険性がある。

また、福島第一原発事故で起きた以上の事故（たとえばメルトダウン等）が、島根原発で起こらない保証はどこにもない。

8 避難の長期化

福島第一原発事故から3年が経過したが、未だに約15万人の方が、福島県内外での避難生活を余儀なくされている。

生活の不安、家族の離散、放射能への不安と多くの困難を抱えながら帰還できないのが現状である。

地震、津波の自然災害のみであれば故郷で家族そろっての生活の再建ができるが、原発事故による放射能汚染により故郷へ帰ることができず、今までの生活を破壊され、先祖から受け継いできた田畑を含め喪失した。

また、除染が進まず、放射線量も変わらず高く、事故後放置された土地は荒廃し、その地で生活できるまでには膨大な年数と費用が必要となる。たとえ、かつて住んでいた土地で暮らすにしても生活基盤は崩壊したままであり、家族一緒に暮らし、かつての生活を取り戻すことは、大変困難であるといえる。

(1) 帰還困難

ア 避難指示区域の再編

2013年8月8日、政府は、次のとおり、避難区域の再編を行った。

すなわち、①帰還困難区域（5年経過してもなお、年間積載線量が30ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積載線量が50ミリシーベルト超の地域）、②居住制限地域（年間積載線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民被曝線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域）、③避難指示解除準備区域（年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域）に再編したのである。

2014年4月1日で田村市は避難指示解除された。

チェルノブイリ原発事故の場合と比較してみると、チェルノブイリでは居住制限区域は5ミリシーベルト、帰還計画はなしとなっている。また、チェルノブイリでは避難者支援は移住先を確保して住居と仕事を提供となっているが、福島は帰還までの「仮の町」を建設するとなっている（チェルノブイリ原発——特別報告 公益社団法人 日本経済研究センター）。

国の対応は長期に避難を余儀なくされている人々のことを本気で考え、責任を持って対策を立てているとは思えない現実がチェルノブイリ事故での対策と比較して明らかである。

国と東京電力は先祖から受け継ぎ、何世代も一緒に暮らしてきた人々の生活を根底から奪い、二度と同じ生活に戻ることができない現実を被災者の立場、目線での対策を立てることを放棄し、人々の生命より経済を優先することしか考えていないといえる。

イ 避難の現状

福島第一原発事故後1カ月後、福島県の住民約1万人が避難した距離は平均273km、回数は約4回、避難によって家族が別々になって暮らすようになった例は42%との東京大学と名古屋大学の調査結果が報告されている（2014年7月13日付け朝日新聞）。

2013年12月現在の避難区域からの避難者は帰還困難区域から約24,700人（約9,200世帯）、居住制限区域から約23,300人（約8,500世帯）、避難指示解除準備地域から約32,900人（約11,200世帯）が福島県内外に現在も避難をしている。

福島県では避難の長期化により体調不良などによる震災関連死が1,656人となり、津波など震災を直接原因とする死者数を上回ったと報告された（2014年2月20日 1時43分記事保存日本経済新聞）。

自然に恵まれた地域で大家族で共に過ごしてきた人々は、原発事故

後避難を余儀なくされ、家族全員で同じ所への避難は出来ず、家族の離散が進んでいる。世帯数は増えたが、人口は減少しているのが実態である。

また、被災者であることによる差別は年々厳しいものになっている。

今までの生活を奪われた上に仮設住宅での生活は大変でストレスも多く、体調を崩す人が多く、健康状態も悪くなっている。また、自主避難をした人々への支援はなく、厳しい生活を強いられている。

被災者同士でも賠償金のあり方で反目しあう関係となるなど 国、東京電力の態度は原発事故に対する責任を十分に果たしていないことが明らかになっている。

(2) 汚染地域の国有化問題

ア 国の方針

国は除染廃棄物等の中間貯蔵施設を建設するために福島第一原発周辺の土地を 15 km²、東京ドーム約 320 個分を国有化することを進めていたが、2014年7月28日にその方針を改めた。

建設用地については、住民の声を取り入れ、希望に応じて地権者に所有権を残したまま国が土地を利用するため「地上権」を設定する手法も取り入れるとした。

佐藤雄平福島県知事は建設受け入れを表明する一方で「搬入の受け入れ容認は別だ」と指摘。搬入開始の条件に①県外での最終処分の法案成立、②交付金の予算化と自由度の確保、③搬入ルート維持管理と周辺対策の明確化、④施設と運送の安全性、⑤県、大熊、双葉両町と国との安全協定案の合意、の5項目を提示した（河北新報2014年8月31日）。

同年9月30日に佐藤福島県知事は、中間処理場を福島県大熊町双葉町に建設することを苦渋の選択であるとして、①交付金 3010 億円、②30年以内に県外へ搬出することを条件に受け入れ、また、国は同年10月3日に最終処分場を県外に30年以内に建設することを閣議決定した。

イ 問題点

先祖から受け継いだ土地を原発事故により強制的に退去させられ、家族と一緒に暮らすことができなくなっている。そのような状況の中、国有化されたら、二度とその土地に立ち入ることもできなくなる。

また、最終処分場が決まっていないのに中間処理場となったら、最

最終的にそのまま最終処分場になってしまうこともありうると不信感を持っている。

国の補償は土地の評価額を事故前の評価ではなく、現状での評価を、としている。国策で起きた事故であるにもかかわらず、住民への負担を強いる国に対しての不信感は強い。地権者にとって賠償問題等なら進展していない現状では国有化の問題はさらに不安を募らせるものである。

原発事故を起こした当事者である東京電力は汚染土壌の処理についても全く責任をとっていない。事故を起こした事業者が責任を持って処理をすべきである。

また、県外へ汚染土を移動させるということは放射能の拡散につながることになる。このようなことも考えると、東京電力の福島第二原発に汚染土壌を処理する施設を造ることを考えることも重要である。

(3) 島根原発3号機で事故が起きたら

島根原発から30km圏内だけではなく、広範囲に放射能汚染となることは福島の現実から火を見るより明らかである。

島根原発より30km圏内には宍道湖・中海がある。宍道湖・中海はラムサール条約湿地に登録されている。それは、宍道湖・中海の良好な環境を守る活動を官民一体で推進した結果である。宍道湖・中海淡水化事業を中止後、多くの人々の努力により、水質の改善が図られつつあり、魚介類は少しずつでも帰ってきている。

また、循環型の地域づくりを目指し、Uターン、Iターンを行政ともどもに進め、地域の活性化を推進している。

島根原発で福島と同じような事故が起きたら、宍道湖、中海は放射能で汚染されてしまう。また、日本海も放射能で汚染され漁業は壊滅し、松葉ガニ等魚介類も汚染されてしまう。漁業だけでなく、農業も全滅である。

広域避難計画の実効性に疑義があるのみならず、仮に、避難ができたとしても、放射能汚染された自然豊かな故郷に帰ることは、不可能ないし著しく困難になりかねない。

第3 被害論の法的位置づけ

1 本件行政訴訟について

本件行政訴訟は、被告中国電力が保有する島根原発3号機について、原

告らが、被告国に対して、改正前炉等規制法に基づく本件許可の無効確認を求めるとともに（行政事件訴訟法 36 条）、電気事業法 40 条と改正炉等規制法 43 条の 3 の 14 に基づく運転不開始の義務付けを求めるものである（行政事件訴訟法 37 条の 2）。

上記述べたところの原告らが被る被害は、原告らが、本件許可により被る損害であるから、原告らは、「損害を受けるおそれのある者」といえる。そして、原告らが被る被害は、土地や水などの放射能汚染によって、その生命・身体を脅かし、生活基盤そのものを喪失させるものである。生命、身体、及び生活基盤は、憲法上の権利である人格権の根幹をなすものである（憲法 13 条、25 条）。本件許可により、原告らは生命、身体、及び生活基盤という人格権を侵害されるものであるから、本件許可の無効確認を求める「法律上の利益を有する者」である。

また、福島第一原発の被害が未だ終息せず、拡大し続けていることから明らかなように、生命、身体及び生活基盤は、ひとたび毀損されると、回復不能であるのみならず、その被害は継続し、拡大し続けるという性質を勘案すると、その損害は「重大である」。

2 本件民事訴訟について

本件民事訴訟は、被告中国電力が保有する島根原発 3 号機について、原告らが、被告中国電力に対し、人格権と環境権に基づき、運転差し止めを求めるものである。

上記述べたところの原告らが被る被害は、島根原発 3 号機の運転が引き起こす土地や水などの放射能汚染によって、その生命・身体を脅かし、生活基盤そのものを喪失させるものである。生命、身体、及び生活基盤は、憲法上の権利である人格権の根幹をなすものである（憲法 13 条、25 条）。島根原発 3 号機の運転により、原告らは生命、身体、及び生活基盤という人格権の根幹をなす部分に対する具体的侵害のおそれがある。

また、島根原発 3 号機の運転が引き起こす土地や水などの放射能汚染によって、自然環境や人間の営みが蓄積された文化的遺産が破壊される。自然環境や人間の営みが蓄積された文化的遺産は、健康で快適な生活を維持するために必要なよい環境を享受し、これを直接支配する権利、環境権として、憲法に規定する幸福追求権及び生存権（憲法 13 条、25 条）に基づいて認められる。島根原発 3 号機の運転により、原告らの環境権に対する具体的侵害のおそれがある。

したがって、原告らは人格権及び環境権そのものに基づいて、島根原発3号機の運転差し止めを請求できる。

3 まとめ

原告らの本件訴訟の出発点・原点は、以上に述べたような福島第一原発事故によってもたらされた、住民の生命・健康・財産・仕事・くらし・自由その他様々な人権を侵害し、人間の尊厳（総体としての人格権）を奪った甚大な被害（未解決・継続中の被害もある）を、この島根原発3号機の運転による重大事故によって発生させてはならないこと、及び、持続可能で循環する社会、良好な環境を次世代に引き継ぎたいとの、強固な決意と責任感によるものである。

原告らが被る可能性のある被害は、原告らの本件訴訟の法的根拠の中核をなす極めて重要なものであり、その要件を充足するものである。

以上